

桃源瑞仙年譜稿（五・完）

今 泉 淑 夫

年譜（五）

文明十七年（乙巳）（五十六歳）（承前）

⁽¹⁹⁾

七月四日、徳大寺実淳第ニ東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

⁽²⁰⁾

七月八日、常喜軒ニ宴アリ、請ニ応ジテ横川・春陽・景徐・龜泉等ト之ニ赴ク〔蔭〕

⁽²¹⁾

七月九日、龜泉、先ニ桃源ヨリ買得セシ前後漢書全部ヲ細川政国ニ沽却ス〔蔭〕

⁽²²⁾

七月十一日、小補軒ニ横川ヲ訪フ、龜泉マタ来ル、時ニ東福寺玉英侍者ノタメニ横川ト共ニ扇子贊詩ヲ書ス〔蔭〕

七月十六日、小補軒ニ於テ小聯句会アリ、月翁・功叔・彦龍・梅雲・龜泉等ト之ニ赴ク〔蔭〕

⁽²³⁾

七月十七日、雲沢軒ニ斎会アリ、月翁・横川・景徐・功叔・彦龍・龜泉等ト之ニ赴ク、マタコノ日ノ東坡詩講義ヲ延引ス〔蔭〕〔実隆〕

⁽²⁴⁾

七月十八日、永徳院ニ在リテ來訪ノ龜泉ヲ留メテ晚食ヲ勧ム、マタコノ日、東坡詩ヲ講ズ〔蔭〕〔実隆〕

⁽²⁵⁾

七月二十四日、永徳院ニ斎会アリ、横川・春英・景徐・功叔・龜泉等十一員ト共ニ之ニ赴ク〔蔭〕

⁽²⁶⁾

七月二十七日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

⁽²⁷⁾

八月二十七日、雲沢軒ニ小斎アリ、春陽・景徐等ト之ニ赴ク、聯句ア

⁽²⁸⁾

十月十七日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

⁽²⁹⁾

十月四日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

⁽³⁰⁾

十月九日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

⁽³¹⁾

十月十三日、蘭坡景蘆、南禪寺ニ入院ス、桃源ソノ同門疏ヲ製ス〔桃源疏〕

⁽³²⁾

十月二十日、小補軒横川ニ龜泉ノ相伴トシテ招カル、之ニ赴ク〔蔭〕

⁽³³⁾

十月二十二日、龜泉ノ招キニ応ジ、横川・景徐ト共ニ小斎ニ赴ク〔蔭〕

⁽³⁴⁾

十一月一日、小補軒ニ宴アリ、龜泉・月関・梅雲ト共ニ陪座ス〔蔭〕

⁽³⁵⁾

九月四日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

⁽³⁶⁾

九月八日、早旦永徳院ニテ春陽ノ等持寺入院ノ習礼アリ、マタ点心ア

リ、横川・景徐・龜泉等ト之ニ聴ク、コノ日、東坡詩第八巻ヲ講ズ

⁽³⁷⁾

九月十三日、龜泉ヲ訪ヒ、晩炊ニ相伴ス〔蔭〕

⁽³⁸⁾

九月十七日、大智院本坊ニ於テ、月翁ノ住南禪寺ノ習礼アリ、習罷リ

⁽³⁹⁾

テ宴アリ、維馨・維明・横川・春陽・龜泉等ト之ニ陪ス〔蔭〕

⁽⁴⁰⁾

九月十八日、昨日延引セシ東坡詩講義ヲコノ日行フ〔実隆〕

⁽⁴¹⁾

九月二十一日、月翁周鏡、南禪寺ニ入院ス、桃源ソノ諸山疏ヲ製ス〔蔭〕〔桃源疏〕

⁽⁴²⁾

十月四日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

⁽⁴³⁾

十月九日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

⁽⁴⁴⁾

十月十三日、蘭坡景蘆、南禪寺ニ入院ス、桃源ソノ同門疏ヲ製ス〔桃源疏〕

⁽⁴⁵⁾

十月二十日、小補軒横川ニ龜泉ノ相伴トシテ招カル、之ニ赴ク〔蔭〕

⁽⁴⁶⁾

十月二十二日、龜泉ノ招キニ応ジ、横川・景徐ト共ニ小斎ニ赴ク〔蔭〕

⁽⁴⁷⁾

十一月一日、小補軒ニ宴アリ、龜泉・月関・梅雲ト共ニ陪座ス〔蔭〕

⁽⁴⁸⁾

十一月四日、徳大寺第ノ東坡詩講義ヲ延引ス〔実隆〕
十一月十四日、東坡詩ヲ講ズ〔実隆〕

十一月二十二日、茂叔^(集韻)・横川等七員ヲ意足南軒ニ招キテ斎シ、灯花

聴雪ト題シテ各員ニ詩ヲ賦セシム、詩後宴アリ、桃源、之ニ陪席ス
〔蔭〕

十一月二十四日、東坡詩ヲ講ズ、コノ日勸修寺・海住山^(教秀)・中御門^(高瀬)・三実^(富麗)
條西・姉小路^(基綱)・菅原^(尊長)・ソノ他僧衆等モ聴聞ス〔実隆〕

十一月二十七日、東坡詩第九ヲ終功ス〔実隆〕

十一月二十八日、一初景統示寂ス⁽²⁵⁾〔等持寺日件〕〔半陶文集〕

十一月九日、東坡詩ヲ講ス、実隆故障ノ故以テ欠席ス〔実隆〕

十一月十五日、亀泉ヲ訪フ、宴アリ^(正興)〔蔭〕

コノ年、近江大宝山花成寺ノ叔龍首座⁽²⁶⁾ノタメニ、横川・景徐ト共ニ三
世伝ノ偈ヲ製ス〔補庵京華新集〕

文明十八年（丙午）（五十七歳）

正月二十四日、蔭涼軒ニ前点アリ、点心アリテ小聯十六句アリ、横川
・春陽・月桂・東雲等ト之ニ参ズ、景徐ハ先約ニ依リ斎寵リテ帰寮
ス、コノ日林光院年忌斎会アリ、之ヲ辞シテ参ズルナリ、各一扇ヲ贈
ラル〔蔭〕

二月六日、亀泉ヲ訪ヒ雜話ス、月桂^(法華)ノ不例ヲ歎ス〔蔭〕
二月九日、月桂法修示寂ス⁽²⁸⁾〔蔭〕

二月十日、相国寺新住持トシテ惟明・亀泉ヨリ推舉ノ沙汰アリ〔蔭〕
二月十二日、晩來横川ヲ訪フ、時ニ亀泉来話、晚浪ニ招カレ之ニ赴
ク、二更頃帰ル、狩野正信、十僧十樂ノコトヲ問フ、横川ト共ニ意見
ヲ述ブ〔蔭〕

二月十六日、亀泉ヲ訪ヒ、月桂ノ秉炬仏事法語ヲ示シ談合ス、時ニ相
国寺住持ノコトヲ督セラル〔蔭〕

二月十七日、友竹ト共ニ亀泉ヲ訪フ、相国寺住持ノコトヲ談ズ〔蔭〕
二月二十一日、細川政国第ノ花見宴ニ招カル、希世・蘭坡・横川・正
宗・天隱・了庵・春陽ト共ニ之ニ赴ク〔村庵稿〕
二月二十四日、亀泉、小補軒ヲ訪フ、横川ニ足利義政ノ太玄関ノ所以
ヲ注スペシトノ命ヲ伝フ、マタ義政、東雲ニ七条袈裟ヲ贈ル、桃源、
時ニ小補軒ニ在リ、之ヲ聞キ、感嘆ス〔蔭〕

二月二十六日、海藏庵主寿春^(妙心)ノ月桂ヲ悼ム詩ニ、諸老ノ和センコトヲ
求ム〔蔭〕〔補庵京華新集〕〔翰林葫芦集〕

二月二十八日、季弘^(大敏)ヨリ月初・月桂ノ示寂ヲ弔慰スル状ヲ投ゼラル⁽³⁰⁾
〔蕉軒〕

三月一日、横川・亀泉等廿五員ト共ニ北岩藏ニ赴ク、桃源・春陽・景
徐等徒步ニテ行ク、金龍寺、次イデ実相院觀音堂、聖護院ヲ一覽シ、
德尾報恩寺ニ往キテ看花ノ宴ヲ張ル、詩後宴アリテ薄暮ニ及ビ皆醉帰
ス〔蔭〕

三月二日、養源院ニ斎アリ、横川・景徐・亀泉等九員ト之ニ赴ク、斎
罷リテ聯句アリ、十六句了リテ宴アリ〔蔭〕

三月七日、高先ト共ニ亀泉ヲ訪ヒ、来ル十一日ノ龍興軒詩会ノコトヲ
告グ、東坡詩第十四惜花詩跋ニ因ミ、龍興賞牡丹ヲ題トナス〔蔭〕

三月九日、聴松院ノ靈橘侍者ヲ伴ヒテ亀泉ヲ訪ヒ、宝幢寺公帖ノコト

ヲ將軍ニ上申スルノ礼謝ヲ述ブ〔蔭〕

三月十日、亀泉、横川ヲ招キテ東山山荘東求堂ノ額銘ノコトヲ談合
ス、桃源之ニ相伴ス、マタ明日ノ龍興軒詩会ノコトヲ談論ス〔蔭〕
三月十一日、龍興軒ニ於テ詩宴アリ、鹿苑院維明・南禪蘭坡以下東堂
九員、桃源以下西堂八員、平僧數十員、秉筆八員、之ニ参会ス、詩後
宴アリ〔蔭〕〔翰林葫芦集〕

アルニ依リ他ニ之ク [蔭]

三月十四日、コノ頃、桃源、史記ヲ講ズ [蕉軒]⁽³¹⁾

三月十七日、横川・春陽・亀泉等十三員ト共ニ景徐ノ斎ニ赴ク、斎罷

リテ常喜軒小浴室ニ赴ク、浴後宴アリ [蔭]

三月十九日、午後、亀泉、鹿苑院主惟明ヲ招キテ宴アリ、横川・春

陽・景徐等ト之ニ相伴ス、晚ニ及ビ惟明帰院ノ後、対花聯十句アリ

三月二十六日、午後、玉潤軒ニ於テ前板梵棟首座ノ習聴アリ、諸老ト

共ニ之ニ赴ク [蔭]

四月八日、小補軒ニ於テ小参ノタメノ景充侍者ノ習聴アリ、景徐・亀

泉等ト之ニ赴ク、小宴アリ、小聯十句アリ [蔭]

四月二十六日、景徐、亀泉ヲ訪フ、横川ト共ニ招カレテ宴アリ、黄昏

ニ及ビ醉帰ス [蔭]

四月二十九日、徳大寺第二於テ東坡詩第十一ヲ講ズ、講了リテ盃酌ア

リ、勸修寺・姉小路^(教秀)・菅原^(長昌)・民部卿^(自川忠宣)等來会ス [寒隆]

五月四日、晩来、亀泉ヲ訪ヒ、崇光院跡ノコトニ付キ小楓雅久ノ注セ

ル一紙ヲ持參ス [蔭]

五月八日、勝鬱院ニ半斎ヲ嘗ム、亀泉之ヲ辞シ、ソノ門下ノ樹・棕^(茂叔集樹)・

桂^(英有桂)等之ニ赴ク、マタ来ル十日ノ明叔^(真晃)ノ斎会ニ招カル [蔭]

共ニ赴ク、聯句三十句アリ [蔭]

五月十五日、晩来、亀泉ヲ訪ヒ、大光明寺住持ノコトニ付キ季陸^(桔怡)ノ言

ヲ伝フ [蔭]

五月十九日、東坡詩ヲ講ズ、実隆故障ニ依リ欠席ス [寒隆]

五月二十日、鹿苑院ニ宴アリ、喬年^(金松)ト共ニ之ニ赴ク、亀泉マタ茂叔等

ト參会ス、帰ルニ及ビ幸大夫新三郎・上原対馬守来ル、宴アリ、五更

ニ及ビ帰ル [蔭]

五月二十三日、東坡詩ヲ講ズ、実隆故障ニ依リ欠席ス [寒隆]

五月二十六日、足利義政、高麗ニ遣ハス疏ノ制作ヲ然ルベキ仁ニ命ズ

ベシト伝フ、亀泉、之ヲ横川ニ詣リテ桃源ノ名ヲ挙グ [蔭]

五月二十八日、横川ト共ニ亀泉ヲ訪ヒ、ソノ不例ヲ見舞フ [蔭]

六月三日、亀泉ヲ訪ヒ、留メラレテ晚浪ヲ共ニス [蔭]

六月九日、是ヨリ先、了庵^(桂悟)ノ周防下向ヲ送ル詩ヲ作リテ寄ス [蔭]⁽³²⁾

六月十一日、大智院栖芳軒ニ赴キ、月翁ノ莊子講義ヲ聽ク、講後宴ア

リ、横川・亀泉等參会ス [蔭]

六月十六日、細川政國、諸僧ヲ招キテ斎ヲ嘗ム、亀泉・横川・春陽等

諸老ト共ニ之ニ參会ス、平家語リ、設浴等アリ、昏黒ニ及ビ醉帰ス [蔭]

六月十九日、亀泉、雲頂院ニ斎ヲ嘗ム、諸僧ト共ニ參会ス、斎了リテ

後、横川・春陽・功叔ト共ニ留メラレテ小宴アリ [蔭]

六月二十五日、栖芳軒ニ月翁ノ莊子講義ヲ聽ク、講後、亀泉ニ延セラ

レテ横川・春陽ト共ニ湯漬ヲ食ス、小聯アリ [蔭]

六月二十八日、聯輝軒ニ後大通院(伏見宮貞常親王)十三年忌斎ア

リ、景徐・亀泉ト共ニ之ニ請ゼラレテ赴ク、斎後、小補軒ニ横川ヲ訪

フ、宴アリ [蔭]

六月二十九日、莊子講義ヲ聽ク、了リテ亀泉ニ延セラレテ春陽ト共ニ

雲澤軒ノ宴ニ赴ク、聯六句アリ、小補軒ニ於イテ東雲俗兄(滋野井実種)⁽³³⁾ノ七年忌斎会アリ、東雲、蓮經ヲ書ス、横川ノ偈ニ諸老ト共ニ和

ス [蔭] [補庵京華新集]

七月五日、崇禪院游初軒ノ詩会ニ赴ク、詩題「星夕前会新居」、詩衆

十四員、詩後宴アリ、ソノ治具常会ニ百倍ス、昏黒ニ及ビ醉帰ス [蔭]⁽³⁴⁾

七月十五日、亀泉、義政ニ相国寺住持天澤^(等鶴)ノ退院後、桃源ノ後住スベ

キコトノ書立ヲ提示ス、桃源、亀泉ヲ訪ヒテ礼謝ス〔蔭〕

七月二十日、堺ノ季弘ニ書ヲ致ス〔蕉軒〕

七月二十三日、亀泉ヨリ丹瓜一荷ヲ贈ラル〔蔭〕

七月二十四日、彦龍、亀泉ノ許ヘ桃源住相国山門疏草案及ビ天隱所製ノ同江湖疏草案ヲ持來リテ示ス〔蔭〕

七月二十五日、亀泉ヲ訪ヒ、相国入院法語草案ヲ示ス、時ニ彦龍再ビ

山門疏草案ヲ持チテ訪フ、マタ小補軒齋会ニ亀泉等ト同途ス〔蔭〕

七月二十六日、勝鬱院ニ斎会ヲ営ミ、横川・季睦・春陽・景徐・亀泉等十四員ヲ請ズ〔蔭〕

七月二十九日、義政、諸寺ニ棧敷ヲ構ヘセシメテ諸僧ヲ会シ、納涼会ヲ催ス、桃源、諸老ト共ニ相国寺棧敷ニ赴ク〔蔭〕

八月十六日、相国寺住持ニ任ジ、コノ日入院ス⁽³⁹⁾〔大日本史料〕

九月十八日、コノ頃、相国寺ヲ退院ス、後住金溪⁽⁴⁰⁾〔五山伝〕

九月晦日、慶源道幸禪門ノタメニ秉炬法語ヲ製ス〔五山仏事法語集〕

十一月一日、東坡詩講義ヲ再開シ卷第十二ヲ講ズ〔実隆〕

十一月六日^(等語)子英、亀泉ノ許ニ桃源ノ住相国ノ疏草案ヲ持參ス、亀泉之ヲ一見シテ返シ、ソノ希世ノ人才嘉尚スペシト贊嘆ス〔蔭〕

十一月七日、亀泉ヲ訪フ、彦龍マタ訪フ、亀泉ノ許ニ来客アリテ、早退ス〔蔭〕

十一月十三日、也足軒ニ於テ梵喜侍者ノ禪客習聴ノコトアリ、横川・亀泉・彦龍等ト之ヲミル、習了リテ宴アリ、十二員、家具一々大唐ノ器ニシテ、一トシテ日本ノ物無シト〔蔭〕

十一月十六日、亀泉ノ斎ニ招カル、同伴^(精棟)季材、桃源、天隱ト同席セシ

陳外郎宅詩会ノコトヲ談ジ、自詠ヲ披露ス⁽⁴¹⁾〔蔭〕

十一月二十四日、崇寿院ニ斎アリ、同客殿ニ於テ院主横川、正宗・亀泉等ト茶話ス〔蔭〕

十一月二日、晩來、亀泉ヲ訪ヒ、雑話ス〔蔭〕

十一月六日、普広院ノ斎会ニ招カル、横川・亀泉・景徐・細川持賢等十九員同伴ス、午後宴アリ、三更ニ及ビ醉帰ス〔蔭〕

十二月十三日、季材ト共ニ相国住持金溪ノ使トシテ亀泉ヲ訪フ、金溪、先月二十三日、方丈ヲ出テ他所ニ移リテ退院ヲ訴フ、今晚ヨリ帰住スベシト〔蔭〕

十二月十四日、亀泉、義政ニソノ逆修法会勤行衆十員ノ書立ヲ呈ス、

桃源、ソノ員數ニ入ル〔蔭〕〔大日本史料〕(文明十九年二月七日条)

十二月十八日、勝定院ニ於テ諷經アリ、亀泉ニ来ル二十日ノ勝定院斎会ノコトヲ報ズ〔蔭〕

十二月二十日、勝定院ニ於テ斎会ヲ営ム〔蔭〕

十二月二十一日、亀泉、悰子ヲ遣ハシテ昨日ノ斎ニ赴カザリシヲ謝ス〔蔭〕

〔蔭〕

文明十九年(七月二十日、長享ト改元)(丁未)(五十八歳)

正月一日、亀泉ヲ訪ヒ、新年ヲ賀ス〔蔭〕

正月四日、彦龍ノ寮ニ於テ聯句会アリ、之ニ参会ス〔蔭〕

正月七日、近江慈雲庵開基斎岳均公首座三十三白忌辰ニアタリ、勝定院ニ於テ忌齋ヲ営ム、横川、ソノ拈香法語ヲ製ス⁽⁴²⁾〔補庵京華新集〕

正月十日、季材ト共ニ亀泉ヲ訪ヒ、住持金溪退院ノコトヲ督ス〔蔭〕

正月十九日、晩來、月翁、亀泉ヲ訪フ、宴アリ、桃源、功叔・彦龍ト共ニ之ニ招カル〔蔭〕

正月二十二日、亀泉ニ二合一荷ヲ贈ル〔蔭〕

二月朔日、薄晚、亀泉ヲ訪フ、時ニ維明モ来リ、茶話移刻、宴アリテ

二更ニ及ビ帰ル〔蔭〕

二月六日、亀泉、天隱ニ雲澤軒投宿ヲ勧ム、同軒ニ詩宴アリ、桃源ノ招キニ応ズ、聯十句、マタコノ日今熊野ニ詣シ、慈恩寺ノ詩宴ニ加

ハル、題「持咒保梅」、詩衆三十員〔蔭〕〔翰林葫芦集〕
二月七日、早旦、月翁・横川等ト鹿苑院ノ煎点ニ赴ク、天隱・タ同途
ス、コノ日、足利義政逆修勤行始ム〔蔭〕〔大日本史料〕
二月九日、鹿苑院主維明、晚羹ヲ調ヘテ逆修勤行衆ニ供ス〔蔭〕
二月十五日、相国寺中居坊ニ於テ晚羹アリ、勤行衆之ヲ弁ズ、十五
員、御影間ニ於テ諸老雜話移刻、昏黒ニ及ビ帰ル〔蔭〕
二月十七日、義政ヨリ勤行衆ニ折五合贈ラル、晡時、亀泉、勤行衆等
十五員ヲ請待ス、晚羹禁酒只ダ啜茶看梅花ノミ〔蔭〕
三月五日、義政、鹿苑院ニ於テ焼香ス、午後大雨、御成ヲ待ツ間ニ、
横川、川八句ヲ作り、勤行衆皆之ヲ和ス〔蔭〕
三月七日、亀泉、鹿苑院ニ使ヲ遣ハシ、明晚、横川・桃源・天隱等ヲ
招キテ茶盤ヲ弁ズベキコトヲ告グ〔蔭〕
三月八日、亀泉、横川・桃源等ヲ招キ宴アリ、之ニ赴ク、亀泉、之ニ
同伴ス〔蔭〕
三月十日、彦龍、亀泉ヲ訪ヒ、川八句ノ和篇三首〔横川作二篇、天隱
作一篇〕ヲ清書ス、桃源・亀泉ヲ訪ヒ、之ヲ袖シテ帰ル〔蔭〕
三月十四日、鹿苑院ニ於テ勤行衆及び亀泉宴ス、宴了リテ崇寿院客殿
ニ於テ右ノ諸和篇ヲ一覽ス、天隱・春陽等ト雜話ス、月翁・古雲ヲ交
ヘ聯八句アリ〔蔭〕
三月二十二日、義政ヨリ勤行衆ニ折五合ヲ贈ラル〔蔭〕
三月二十四日、鹿苑院ニ於テ千僧供施食アリ、義政之ニ臨ム、相国寺
ノ他、諸寺衆千十四員、宴アリ、宴了リテ勤行衆・亀泉等帰院ス〔蔭〕
三月二十六日、足利義政逆修法会満散ス、義政、之ニ臨ム、還御ノ後、
客殿ニ於テ總衆ノ斎アリ、斎了リテ勤行衆礼謝ノタメニ亀泉ヲ訪フ、
五月九日、東福寺大慈庵ニ神保與三兵衛卒哭忌辰アリ、一偈ヲ作リテ

ココニ至リテ勤行中ノ飲酒戒ヲ破ル、月翁・真境〔靈致〕〔永井〕
・金溪・繼章〔元傳〕・天隱・春陽・誠叔・東雲及ビ亀泉、座ニアリ、三献、
義政ヨリ贈ラレシ折五合ヲ出シテ之ヲ賞ス〔蔭〕〔大日本史料〕
三月二十七日、亀泉、横川・桃源ニ使シテ昨日ノ謝詞ヲ伸ブ、マタコ
ノ日、陳外郎、亀泉ニ報ジテ、翌二十八日ノ自宅斎会ニ天隱・桃源ト
共ニ同伴スベシト、亀泉、他約アルヲ以テ之ヲ辞ス〔蔭〕
三月二十八日、斎前、亀泉ヲ訪ヒ、勤行中ノ無為ヲ謝ス〔蔭〕
四月三日、妙嚴院拈香習ニ赴ク、横川・春陽・亀泉、同道ス、小宴ア
リ、尋デ禅昌院ニ赴ク、半斎アリ〔蔭〕
四月五日、崇寿院ニ横川ヲ訪ヒ、来ル七日ノ明遠俊哲三十三回忌半斎
ニ請ズ〔蔭〕
四月七日、勝定院ニ於テ先師明遠ノ三十三回忌斎ヲ営ム〔蔭〕
四月十三日、義政、金溪ノ相国寺住持退院ヲ許ス、亀泉、季材ヲ使シ
テ之ヲ桃源ニ告ゲシム、マタ晚ニ及ビ雲頂院ニ明日義政渡御ノタメニ
飾りシ座敷ヲ横川等ト一見ス〔蔭〕
四月十四日、義政、雲頂院ニ渡御ス、還御ノ後、静香軒ニ宴アリ、景
徐・梅叔・季材・亀泉等ト会ス、入夜帰ル〔蔭〕
四月二十日、足利義尚ノ祈禱札ヲ上呈ス〔蔭〕
四月二十四日、雲頂院ニ剛岳居士三十三年忌斎アリ、点心了リテ頓
写、半斎・宴アリ、之ニ參ズ〔蔭〕
四月二十七日、義政、鹿苑院ニ渡御、還御ノ後、常徳院養源軒ニ於テ
小宴アリ、月翁・高先・景徐・彦龍等ト之ニ赴ク〔蔭〕
五月五日、崇寿院ニ於テ詩会アリ、題「風蒲蜻蜓図」、之ニ參会ス〔蔭〕
〔補庵京華新集〕〔半陶文集〕〔翰林葫芦集〕
五月九日、東福寺大慈庵ニ神保與三兵衛卒哭忌辰アリ、一偈ヲ作リテ

ソノ兄旭用ノ哀ヲ助ク〔蔭〕⁽⁴⁵⁾

五月十日、崇寿院ニ於テ了辯仲睦三十三年忌斎アリ、亀泉ト同途シテ之ニ赴ク〔蔭〕

五月十一日、亀泉、横川・桃源・彦龍ヲ招キテ斎ス、斎前聯句アリ、

二十句、マタ午後、景徐ヨリ横川ニ詩題ヲ求メ来ル、横川、諸衆ト共ニ景徐ノ宜竹軒ニ赴クベシト誘フ、之ニ同ジテ同軒ニ赴ク、詩会ア

リ、題「雨後山螢」、詩衆二十余員、詩後宴アリ、深更ニ及ビ帰ル〔蔭〕⁽⁴⁶⁾

〔補庵京華新集〕〔半陶文集〕^(忠通)^(永鶴)

五月十七日、泰甫、九臯ノ天龍寺楞嚴頭ヲ祝シテ寿徳軒ニ詩会ヲ催ス、題「松風閣」、詩後宴アリ、惟明・横川・亀泉・月翁・蘭坡・春

陽・景徐・彦龍等ト之ニ赴ク、三十一員、薄晚ニ及ビ亀泉ノ寮ニ連立チテ醉帰シ、詩宴ヲ張ル、桃源、詩ヲ開キ、泰甫、之ヲ書ス〔蔭〕

〔補庵京華新集〕〔半陶文集〕〔翰林葫芦集〕

五月二十一日、横川・春陽・亀泉ト同途シテ禪昌院ニ赴ク、東啓北堂

ノ逝去ヲ弔シ、且ツ十七日詩宴秉筆ノコトヲ賀ス、更ニ亀泉ノ招キニ応ジテ横川・春陽等ト晚食ヲ共ニス、コノ間ニ雜聯三十句アリ、初夜ニ及ビ帰院、亀泉ニ送ラレテ勝定院ノ縁ニ喫茶ス〔蔭〕

五月二十二日、晩來、亀泉ヲ訪ヒ、来冬節ノ東福寺秉弘書記ノコトニ

ツキ、通見書記登庸ノ吹嘘状ヲ依頼ス〔蔭〕^(乾カ)

五月二十三日、前日依頼ノ吹嘘状、亀泉ヨリ遣ハサル〔蔭〕⁽⁴⁷⁾

五月二十四日、横川・亀泉ト共ニ禪昌院宿忌ニ赴ク、細川政国、三老

ニ送礼アリ〔蔭〕

五月二十六日、等持寺納涼会ニ赴ク、招涼珠ト題シテ各一詩ヲ賦ス、^(滑イ)

詩衆二十三員、誦詩了リテ宴アリ、横川・亀泉・彦龍・春陽等十八員

ト之ニ会ス、薄暮醉帰ス、景徐、自詠ヲ出シテ、コノ日ヨリ伊勢太神宮ニ下向ス〔蔭〕〔半陶文集〕〔翰林葫芦集〕

五月二十九日、通乾書記ヲ携ヘテ亀泉ヲ訪フ、時ニ相国寺ニ浴ヲ設ケ、亀泉、桃源ヲ留メテ之ニ同伴セシム、浴室ヨリ横川・彦龍ヲ招キテ同浴ス、寵リテ亀泉、三老ニ晚食ヲ勧ム、コノ間ニ聯十句アリ、義尚ノ祈祷札ヲ上呈ス〔蔭〕

六月二日、横川ノ許ヨリ正宗ノ訪アルニ依リ来話ヲ勧メ来ル、亀泉ト同行シテ崇寿院ニ赴ク、聯雜句二十六⁽⁴⁸⁾、宴アリ、及晚帰ル、マタ義尚ヨリ阿古陀瓜一籠ヲ贈ラル、亀泉ヲ介シテ拝受折紙ヲ献ズ〔蔭〕

六月六日、常喜軒ニ妙心院殿月窓円公禪定尼忌辰アリ、点心了リテ春陽・亀泉ト同途シテ勝定院ニ於テ、茶話、聯十句、数盃ヲ挙グ、鹿苑院維明ヨリ明日ノ斎会ニ招カル〔蔭〕

六月七日、鹿苑院斎筵ニ赴ク、亀泉・蘭坡・天隱・横川・繼章・正宗等ト同途ス、斎了リテ帰ル〔蔭〕

六月十日、午後、勝鬱院寿春ヲ携ヘテ亀泉ヲ訪フ、丹波ノ同院領ヲ葉師寺備後守ノ連乱スル事ニツキ善処ヲ依頼ス〔蔭〕^(元長)

六月十三日、相国寺ニ普明國師(春屋妙葩)百年忌アリ、總衆七百人、亀泉ヲ訪ヒ小宴アリ、雜話移刻、慕真一級ノコトヲ亀泉ニ問フ^(桂哲)〔蔭〕

六月十九日、相国寺ニ嘉例ノ斎会アリ、之ニ会ス、座衆七十人、二番

座過ギ横川・景徐・彦龍等ト共ニ亀泉ニ留メラル、宴アリ〔蔭〕

六月二十日、亀泉、妙嚴庵ニ於テ維那叔龍ト雜話シテ、桃源ノコトヲ疇ス、就中梅陽首座ト相会ノ事、呵々大咲ス〔蔭〕^(章汎)

六月二十六日、亀泉、横川ヲ訪ヒ茶話移刻、景徐、マタ一樽・瓜ヲ携ヘテ訪フ、留メテ晚食ヲ調ヘ、桃源ヲ招ク、之ニ参ズ、各聯一句、昏黒ニ及ビ帰ル〔蔭〕

六月二十八日、亀泉ニ海松一籠ヲ贈ル〔蔭〕

六月二十九日、慕真ヲ携ヘテ亀泉ヲ訪フ、慕真、亀泉ニ画扇一柄ヲ贈

ル「蔭」

六月晦日、亀泉ヨリ梵天一盆ヲ贈ラル「蔭」

七月二日、了庵ノ杖子頌和ヲ持シテ亀泉ヲ訪フ、横川マタ座ニアリ、

雜話移刻「蔭」

七月六日、暮夜、横川ト共ニ等持寺力者公事ノコトニツキ亀泉ヲ訪

フ、盃ヲ挙ゲ、雜話移刻、深更ニ及ビ帰院ス「蔭」

七月七日、勝定院ニ於テ詩会ヲ営ム、題「牽牛笠」、「彦龍、之ニ会ス」⁽⁴⁹⁾「蔭」

〔半陶文集〕

七月九日、亀泉、横川ヲ訪ヒ、等持寺力者公事ノ件ヲ談ジ、桃源ニソ

ノ無為ノ由ヲ伝フ「蔭」

七月十四日、亀泉、桃源ヲ訪ヒ、解夏ノ礼ヲ述ブ「蔭」

七月十八日、横川、桃源ヲ訪ヒ、喬年ノ相国寺再住ノコトニツキ談合

ス「蔭」

七月二十日、東福寺大慈庵ノ^(光緒)一元ト同途シ亀泉ヲ訪フ、錢五百文ヲ携

フ、亀泉、桃源ヲ留メテ丹瓜ヲ進ム「蔭」

七月二十三日、午後、景徐ニ招カレ展待セラル「等持寺日件」

七月二十四日、慕真、亀泉ヲ訪ヒ、万寿寺公帖ノ礼ヲ述ブ、桃源招カ

レテ宴ニ会ス、マタ晩来、亀泉、門弟數員ヲ携ヘ景徐ヲ訪ヒ、ソノ等

持寺後住ノコトヲ賀ス、桃源ソノ座ニ在リ、小宴アリ「蔭」

七月二十五日、午後、慶雲院本坊ニ於テ等持寺入院ノ習アリ、了リテ

宴アリ、春陽・寿春・亀泉・横川・彦龍等十四員ト共ニ会ス、三献了

リテ帰ル「蔭」

七月二十六日、景徐ニ招カレ、等持入寺儀式ノ講習ニ会ス「等持寺日

件録」「蔭」

七月二十八日、景徐、等持寺ニ入院ス、義政、之ニ臨ム、マタ横川、

崇寿院ヲ退院ス、後住仲璋^(光緒)「蔭」、「等持寺日件」、「翰林葫芦集」、「大日

本史料」

八月一日、景徐、等持寺ニ於テ斎ヲ営ミ大衆ヲ待ス、横川・春陽等ト

之ニ会ス「等持寺日件」

八月十一日、晩來、彦龍ト共ニ亀泉ニ招カレ、丹瓜ヲ勧メラル、晚

食、小聯アリ、是ヨリ先七日ニ示寂セシ季弘大叔ヲ悼ミ、同甲ノ天隱

ノ不例ヲ憂フ「蔭」

八月十三日、景徐、等持入寺ノ下物先例ヲ尋ネ、桃源等ノ入寺帳ヲ参

看ス「等持寺日件」

八月十六日、小補軒ニ横川ヲ訪ヒ、亀泉ト共ニ品談移刻「蔭」

八月十八日、明日、旭峯^(洪昇)、常徳院桂芳軒ニ玉成種首座四九日忌斎ヲ営

ム、横川・亀泉・景徐ト共ニ之ニ招カル「蔭」「等持寺日件」

八月十九日、永源寺含空院使僧ヲ携ヘテ亀泉ヲ訪フ、景徐・惟明・マタ

來リテ宴アリ、雜話移刻「蔭」

八月二十日、亀泉ヨリ含空院ヘノ返章遣ハサル、マタ丹瓜一荷ヲ贈ラ

ル「蔭」「等持寺日件」

九月八日、不例、亀泉、之ヲ見舞フ「蔭」

九月二一日、勝定院大梅軒ニ斎アリ、横川・旭峯・伯升・景徐等ト之ニ

陪ス「蔭」「等持寺日件」

九月二十日、晩來、亀泉ヲ訪フ、松菴ヲ調ヘ晩食ヲ勧メラル「蔭」

九月二十一日、景徐、來訪ス「等持寺日件」

九月二十五日、義政ヨリ松菴折一合ヲ贈ラル「蔭」

九月二十七日、横川ヨリ「僧祇粟香水錢」トイフ語ノ出典ニツキ問ハ

ルコトアリ「蔭」

十月四日、等持院ニ宴アリ、之ニ会ス、月翁、他日高雄ニ楓葉ヲ觀ル

詩宴ヲ営ムベシ、山路見楓ヲ題トシ、諸老ヲ督スベシト語ル「蔭」

十月五日、亀泉ヲ訪ヒ、席上後藤佐渡守ト初メテ相見ス、宴アリ、難

話移刻、ソノ尋デニ昨日ノ月翁ノ詩宴ノコトヲ告ゲ、ソノ員員ニ入ルベ
キコトヲ督ス〔⁽⁵³⁾陰〕〔補庵京華新集〕

十月九日、小補軒ニ横川ヲ訪フ、時ニ龜泉來リテ、横川ノ南禪住ノ命
ヲ伝フ、品坐茶話移刻、江山之岡詩ノコト話題ニ上ル。⁽⁵⁴⁾マタ横川ヨリ

明日ノ三菜斎ニ招カル〔⁽⁵⁵⁾陰〕

十月十日、小補軒ノ斎ニ赴ク、春陽・彦龍・梅雲・龜泉等八員、聯句
アリ、斎盤常ノ如シ、斎了リテ帰ル〔⁽⁵⁶⁾陰〕

十月十一日、故久世大和守大祥忌、種德庵ニ斎ヲ營ム、景徐等ト之ニ
赴ク〔等持寺日件〕

十月十三日、龜泉、使者ヲ以テ來ル十六日ノ聴松院斎会ノコトヲ伝フ
〔⁽⁵⁷⁾陰〕

十月十六日、南禪寺聴松院ノ斎ニ赴ク、書院ニ於テ院主希世・蘭坡・
繼章・龜泉ト雜話ス、ソノ後正宗・了庵・月翁・惟明・横川・春陽・
桂林等來ル、斎寵リテ又書院ニ往キテ茶話移刻〔⁽⁵⁸⁾陰〕

十月晦日、景徐來訪ス、麵ヲ作リテ之ヲ留ム〔等持寺日件〕

十一月五日、晩来、龜泉ヲ訪フ、時ニ仲璋等在リ、宴アリ〔⁽⁵⁹⁾陰〕

十一月七日、禪昌院ノ斎ニ赴ク、細川政國ノ他、惟明・横川・春陽・
龜泉・景徐・吉田兼俱・秋庭備中守等十五員座ニアリ、宴アリ〔⁽⁶⁰⁾陰〕

十一月十七日、横川ヨリ南禪寺陞座習ニ招カル、マタ横川ト共ニ近日
不例ノ等持院月翁ノ退院ノコトヲ龜泉ニ督ス〔⁽⁶¹⁾陰〕

閏十一月二日、彦龍・友竹ト共ニ龜泉ニ節ノ礼ヲ述ブ〔⁽⁶²⁾陰〕

閏十一月三日、先ニ南禪寺ニ於テ後堂首座ニ就キ秉払ヲ遂ゲン法眷俊
川首座ノタメニ梅莊軒ニ詩会アリ、題「梅邊細雨」〔⁽⁶³⁾陰〕〔半陶文集〕

閏十一月四日、龜泉來訪ス、他適ヲ以テ面セズ〔⁽⁶⁴⁾陰〕

閏十一月九日、午前、龜泉ヲ訪ヒ炭ヲ惠セラルヲ謝ス、マタ友竹ヨリ
集〕

自釀ノ酒ヲ勧メラルコト、乃チ彦龍ヲ招キテ聯百句ニ及ビ、更ニ宴半
バニ南禪寺栖真院ノ仙友侍者・叙藏主ノ來ルヲ延シテ聯句シタルコ
ト、句後「茶鎬煮灯」ト題シテ各一首作リシコト語ル〔⁽⁶⁵⁾陰〕〔半陶
文集〕

閏十一月二十九日、雲頂院栖老軒ニ斎アリ、横川・景徐・龜泉等ト之
ニ赴ク、斎了リテ同軒香醉斎ニ宴アリ〔⁽⁶⁶⁾陰〕

十二月十五日、來ル十九日ノ南禪寺聴松院小斎ニ、横川・龜泉ト共ニ
招カル〔⁽⁶⁷⁾陰〕

十二月十六日、龜泉ヲ訪ヒ、來ル十八日ノ勝定相公(足利義持)年忌
半斎ノコトニツキ面談ス〔⁽⁶⁸⁾陰〕

十二月十八日、勝定院ニ半斎飄絰ヲ營ム、門中衆ヲ留メテ喫飯、龜泉
・景徐、之ニ会ス〔⁽⁶⁹⁾陰〕〔等持寺日件〕

十二月十九日、聴松院ノ斎会ニ横川・春陽・景徐・龜泉ト同途シテ赴
ク、書院ニ於テ希世ト相見、雜話シテ斎ヲ待ツ、客殿ニ着座セシ者コ
ノ他蘭坡・正宗・古雲・天隱・了庵・琴叔等二十員、中酒三遍、斎寵
リテ又書院ニ往キ茶話移刻、マタ建仁・東福寺ニ歳暮ノ礼ヲ講ズ、橫
川・景徐ト輿ニ乗リテ同伴ス〔⁽⁷⁰⁾陰〕〔等持寺日件〕

十二月二十日、龜泉、横川ヲ招キ、來年二月十三日ノ足利義政逆修七
年忌ノ拈香ヲ桃源ニ内定セシコト、内儀ヲ以テ告ゲシメントス〔⁽⁷¹⁾陰〕

十二月二十一日、晩来、龜泉ヲ訪ヒ、拈香ノコト横川方ヨリ告ゲ来リ
シコト、及ビ鹿苑侍衣ヨリモマタ報ゼラレシコトヲ話ス、雲門ヲ勧メ
ラレ茶話移刻、薄暮、龜泉ヨリ青苔一折・白壁三十挺ヲ贈ラル〔⁽⁷²⁾陰〕
コノ月、彦龍ヲシテ崇福寺見仲慶性遺像ノ贊ヲ代作セシム〔半陶文集〕

長享二年(戊申)(五十九歳)
正月一日、横川・寿春等ト共ニ鹿苑院点心ニ赴ク、マタ彦龍ヲシテ十
題詩ヲ撰セシム〔⁽⁷³⁾陰〕〔半陶文集〕

正月九日、景徐、鹿苑院へ賀歳ニ赴キ、尋デ桃源ヲ訪フ〔等持寺日件〕

正月十四日、妙嚴庵ヨリ来ル十六日ノ煎点ニ横川・亀泉ト共ニ請ゼラル〔蔭〕

正月十七日、晩來、亀泉ヲ訪ヒ、義政逆修七年忌ノ拈香語草案ヲ示ス、亀泉、之ヲ一読シテ返ス〔蔭〕

正月十九日、亀泉、勝定院本房ニ新年ヲ賀ス、桃源、他出シテ面セズ〔蔭〕

二月朔日、永徳院ニ春陽ヲ訪フ、亀泉マタ來訪シ、品座雜話移刻〔蔭〕

二月四日、天隱、雲頂院ヲ訪ヒ、義政十三年忌頃修陞座ノ習ヲ見ントス、横川・春陽・彦龍等ト之ニ招カル、コノ日景徐ノ小斎ニ招カレテ

赴キ、陞座ノ習ニ欠席ス〔蔭〕〔等持寺日件〕

二月五日、景徐、勝定院ヲ訪ヒ、新藏主ノ煎点ニ会ス〔等持寺日件〕

二月七日、来ル十三日勝定国師（絶海中津）百年忌ノタメニ拈香覗金三十貫文ヲ預メ出ス、亀泉、之ヲ今世希有ノ事ト称賛ス、大徳院ニ齋アリ、横川・景徐等ト之ニ赴ク〔蔭〕〔等持寺日件〕

二月八日、午後、亀泉ヲ訪フ、義政逆修七年忌ノ拈香ノ習アリ、横川・東雲・彦龍ヲ招ク、習了リテ宴アリ、雜話、及晚帰ル、義政、古雲ノ出世所望ニ対シ、未秉拝ノ者然ルベカラザルノ一行ヲ下ス、横川、彦龍等ト之ヲ見テ嗟嘆ス〔蔭〕

二月十日、景徐、勝定院ヲ訪フ〔等持寺日件〕

二月十三日、鹿苑院ニ於テ義政七年忌逆修仏事ヲ營ム、義政、桃源ノ経歴ヲ問フ、亀泉、明遠ノ法嗣ト答フ、景徐、早晨ヨリ鹿苑院ニ往ク、煎点ノ後、拈香・陞座、半斎諷經アリ、拈香桃源、陞座天隱、斎アリ〔蔭〕〔等持寺日件〕

二月十四日、亀泉、勝定院ニ横川ヲ待チ、同途シテ細川政国屋形ニ赴

ク、諸老相集ヒテ絲桜・信濃桜ヲ看ル、尋デ禪昌院ニ往キ、希世ノ斎会ニ会ス、月翁・蘭坡・天隱・横川・正宗・了庵・春陽・亀泉・慕真

・景徐等十四員、三汁十三菜、菓子、茶了リテ雜話、斎後雪ヲ踏ミテ入浴、浴後宴ヲ張ル、湯餅、聯句アリ、聯衆十六員、句了リテ盃ヲ挙グ、晚羹饅頭一献、菓子五種、一獻了リテ帰ル〔⁵⁷蔭〕〔等持寺日件〕

二月十五日、午後、陳外郎、亀泉ヲ訪ヒ、来ル十七日ソノ私宅ノ斎ニ天隱・桃源ト共ニ招ク、時ニ桃源、亀泉ヲ訪ヒ、ソノコトヲ督シ、横川モマタ陪スベシト、是ニ於テ亀泉諾ス、桃源、マタ今朝禪興庵中陰散筵ノコトニツキ、亀泉ニ問フコトアリ、亀泉、ソノ請衆ニ入りシコトヲ知ラズシテ赴カズト、コノ間ノ回帳ニ遺漏アリシコトヲ知リ驚喫ス〔蔭〕

二月十七日、陳外郎ノ斎ニ赴ク、前日雲頂院前ニ武家ノ喧嘩アリ、亀泉、ソノ談合ノタメニ赴ク能ハズ、桃源ニソノ事由ノ説明ヲ依頼ス、横川マタ聴松院ノ斎ニ赴ク〔蔭〕

二月十九日、亀泉、勝定院ニ赴ク、横川同途ス、蘭坡、三月十八日ノ義政十三年忌逆修陞座法語草案ヲ一読ス、亀泉、月末ニ雲頂院ニ小斎ヲ設ケ、蘭坡・琴叔・横川・桃源・景徐・彦龍・東雲ノ八員ヲ招クコトヲ約ス〔蔭〕〔雪樵獨唱集〕

二月二十三日、亀泉、使シテ桃源ヲ招キ、幕府ノ遣明正使ニ推スベキコトヲ告グ、桃源、死シテモ渡ルベカラズト峻拒ス〔⁵⁸蔭〕

二月二十四日、亀泉ノ許ニ蘭坡ノ返章ヲ送リ、一見セシム〔蔭〕

二月二十八日、亀泉、雲頂院ニ斎ヲ營ミ、諸老ヲ招ク、先約ニ依リ之ニ赴ク、蘭坡・横川・正宗・彦龍等十二員、四汁十八菜、麵、餅、菓子九種、斎中勸盃三返、茶了リテ蘭坡・琴叔帰ル、自余ノ諸老御影間ニ集ヒテ茶話ス、聯十六句、正宗、懷紙ヲ懷ニス〔⁶¹蔭〕

コノ月、月翁ト共ニ彦龍ノ許ニテ詩ヲ詠ズ、題「王謝遊烏衣国」〔⁶²蔭〕〔半

陶文集」〔蕉窓夜話〕

三月十八日、鹿苑院ニ於テ義政十三年忌預修アリ、還御ノ後、陞座蘭坡・拈香仲璋・横川・正宗・春陽・景徐・東雲等ト共ニ龜泉ノ許ニ宴アリ、雜話移刻〔蔭〕⁽⁶³⁾

三月二十日、大智院栖芳軒月翁ノ斎ニ赴ク、春陽・龜泉ト同途ス、横川ハ小補軒ニ別ノ忌斎アリテ赴カズ、惟明・月翁・宝処・仲璋・春陽・龜泉・景徐等二十員、中洒三四返、斎了リテ帰ル、仲璋・桃源・春陽・景徐・龜泉ハ二番座終ル時分ニ帰ル、桃源・春陽・景徐・龜泉、之ヨリ横川ノ許ニ赴ク、彦龍、栖芳軒ニ來リシモ斎始マリシ故ニ徒ラニ帰ル、故ニ景徐ト相議シテ彦龍ヲ招ク、横川、盃ヲ勧ム、聯二十句、時ニ宗胤侍者、伊勢ヨリ上洛シテ始メテ勝定院ニ赴キシト、故ニ横川、之ヲ喚ブ、桂林マタ來リテ宴ニ陪ス、薄晚帰ル〔蔭〕

三月二十一日、南禪寺仙館院ニ詩会アリ、希世出題、「春晚花落客到」、相國寺ヨリ景徐・彦龍・汝雪・友竹等ト赴ク、南禪寺衆ソノ他數輩アリ〔蔭〕〔半陶文集〕〔翰林葫芦集〕

三月二十二日、晩来、龜泉ヲ訪ヒ、桂林ヨリ依頼セラル越中長慶寺新命英珍首座ノ件ヲ談合ス、コノ僧入寺直前ニ火事ノタメニ公帖ヲ焼失

ス、寺ハ一字取立ツモ公帖無キタメ入寺叶ハズ、僧録ト龜泉ノ一行ヲ出シテ入寺セシムベシト、龜泉、之ヲ諾ス、小宴アリ、及夜帰ル〔蔭〕⁽⁶⁴⁾三月二十三日、義政ヨリ崇寿院後住ノ人事ヲ龜泉ニ詣ル、龜泉、桃源ヲ推ス〔蔭〕

三月二十七日、晩来、横川、龜泉ヲ訪ヒ、崇寿院主ニ旭峯ヲ推ス、龜泉、桃源ニ内定セシコトヲ告グ、横川マタ之ニ賛同ス〔蔭〕⁽⁶⁵⁾

三月二十八日、龜泉ヨリ桃源ノ崇寿院書立ヲ鹿苑院ニ送ル〔蔭〕四月一日、龜泉ヲ訪ヒ、來ル五日ノ勝定院年忌斎ニ請ズ〔蔭〕

四月四日、龜泉、越中長慶寺英珍首座ノタメニ公帖証状ヲ書キテ与フ甫住建仁寺同門疏草案ヲ横川ト共ニ添削シ、之ヲ使僧ニ返ス、常喜軒

〔蔭〕

四月五日、勝定院年忌斎ヲ當ム、横川・龜泉、同途シテ至ル〔蔭〕
四月九日、午後、雲澤軒ノ後板習ニ参会ノコトヲ謝ス、小補軒ニ横川ヲ訪フ、龜泉、座ニ在リ、功叔マタ訪フ、三老同途シテ大智院龍珠軒ニ過ル〔蔭〕^(周高)

四月十四日、大智院栖芳軒ノ斎ニ赴ク、惟明・月翁・横川・春英・春岩・宝処・春陽・龜泉等九員、皆龍珠軒ニ赴キ秀峯ノ小維那習ヲ聴ク、習了リテ帰ル、夜来、龜泉、勝定院本房ニ來訪ス〔蔭〕^(楚清)

四月十六日、景徐ノ製スル高麗疏ヲ義政一覽ノ後清書セシメ、印ヲ捺

スベント云々、龜泉ヨリ惟白ノ義政逆修維那ノコト及び一級ノコトヲ報ゼラル、コノ日、横川、相國寺ニ三住ス〔蔭〕

四月二十一日、龍璋歲主居所ニ於テ詩宴アリ、横川出題「雨後薔薇」、月翁・景徐・横川・彦龍等参会ス、秉筆秀美少以下六人〔蔭〕〔補庵京華外集〕〔翰林葫芦集〕〔半陶文集〕

四月二十二日、横川、高麗疏ヲ清書シテ龜泉ノ許ニ至ル、龜泉、之ヲ義政ニ示ス、マタ女中衆堀河局ニ、老耄ノ故ヲ以テ來二十五日ノ逆修

仏事以後ニ蔭涼職退任ノ希望ヲ述ブト、晩来、東福寺一元首座ヲ携ヘテ龜泉ヲ訪フ、一元、梅龍住景德寺山門疏草案ヲ持ス、茶話移刻〔蔭〕^(梵清)

四月二十五日、鹿苑院ニ於テ義政逆修三十三年忌仏事ヲ當ム、陞座正宗、晩来、龜泉、義政ニ參ジテ逆修仏事ノ無為ニ終了シタルコトヲ賀ス〔蔭〕〔大日本史料〕

五月一日、來ル四日常喜軒ノ斎ニ横川・龜泉ト共ニ請ゼラル〔蔭〕^(周高)

五月四日、常喜軒ノ斎ニ赴ク、先ニ相國寺方丈ニ於テ、桂林ノ製ス仁^(聖)甫住建仁寺同門疏草案ヲ横川ト共ニ添削シ、之ヲ使僧ニ返ス、常喜軒

彦龍・亀泉等ト留メラレテ宴アリ、三返了リテ帰ル〔蔭〕
五月五日、勝定院ニ於テ詩会アリ、彦龍、之ニ陪ス、題「汲井華養菖蒲」〔蔭〕〔半陶文集〕

五月六日、亀泉、桃源ノ崇寿院後住ノ件ニツキ、院領公事ノ子細未決
ノ故ニ移住ニ及バザル旨ヲ義政ニ言上ス〔蔭〕

五月八日、亀泉、虫氣ニ依リ平卧ス、使者ヲ以テ蒼雪斎及ビ雨後山色
題ノ詩藁ヲ横川・桃源ニ示シ、添削セシム〔蔭〕

五月九日、亀泉、蒼雪斎詩ヲ清書シテ桃源ニ示ス、鹿苑寺ニ子純ノ落
髮ヲ祝シテ詩宴アリ、横川・春陽・亀泉ト同途輿ニテ之ニ赴ク、住持
維馨ト相見、漱清亭ニ雜話ス、諸老參集シ、金閣ニ於テ宴アリ、宴罷
リテ横川・景徐・功叔・亀泉ノ四人、衣ヲ解キテ船ニ乗ル、横川・棹
ヲ取り、棹歌・聯句アリ、後ニ詩筵アリ、題「雨後山色」、詩衆他ニ
月翁・東雲・〔等鈞〕子玉・南陽・梅雲・彦龍等、二十八首読了、乱舞ニ及ビ
テ皆広縁ヲ下ル、維馨・月翁・桃源ノ三老残リテ上座ニアリ、横川、棹
陽、鵠鴨鶴ノ舞ヲ作シ、一座咲倒ス、薄晚ニ及ビ皆醉帰ス〔蔭〕〔半
陶文集〕〔翰林葫芦集〕

五月十六日、彦龍ヲシテ仁甫ノ住建仁寺諸山疏ヲ代作セシム、コノ
日、彦龍ト同途シテ亀泉ヲ訪ヒ、ソノ草案ヲ示ス〔蔭〕〔半陶文集〕⁽⁶⁷⁾

五月十八日、義潤ヨリ江瓜小籠ヲ贈ラル、拝受折紙ヲ呈ス〔蔭〕

五月二十五日、鹿苑院ニ赴キ饑法ヲ聴聞ス、斎アリ、三汁六菜、冷
麵、五菓、茶了リテ散ズ〔蔭〕

五月二十九日、先ノ義政逆修七年忌陞座拈香法語ニ加点シテ、之ヲ亀
泉ノ許ニ持参ス、宴アリ〔蔭〕

六月朔日、相国寺方丈茶礼アリ、亀泉ト同途シテ赴ク、三番了リテ帰

六月六日、亀泉ヨリ瓜一盆三十顆ヲ贈ラル、時ニ桂林、桃源ノ許ニ來リテ在リ〔蔭〕

六月十四日、鹿苑院惟明ヨリ来ル十六日ノ北堂忌日作善ニ亀泉・景徐ト共ニ請ゼラル〔蔭〕

六月十六日、大雨、大風、明淨光院ノ煎点ニ赴ク、惟明・横川・真境等座ニアリ、点心了リテ景徐ト共ニ雲頂院ニ亀泉ヲ訪フ、御影間ニ於テ瓜ヲ喫ス、宴アリ、雜話シテ斎ヲ待ツ、半斎ノ報アリテ輿ニ乗リ一⁽⁶⁸⁾同出ヅ、斎前ニ平家語リ二句アリ、瞽者三人、五山七員、十刹六人、甲刹二人、斎了リテ帰ル、義政ヨリ和瓜一荷、義熙ヨリ和瓜二荷ヲ賜フ、請取常ノ如シ〔蔭〕

六月十八日、相国寺ニ糲普請、例年ノ如クアリ、横川・真境・春陽・景雪等ト之ニ陪ス、修饑ニ鼓ヲ勤ム、了リテ晚浪アリ、三汁七菜、冷麵・瓜等、中酒再遍、内藤七郎座ニ在リ唱歌ス、再三盃アリテ散席ス〔蔭〕

六月十九日、雲頂院開祖太清ノ忌斎アリ、請僧百十七人、給仕二十八員、横川・春陽等數輩、之ニ請ゼラルモ、蜷川新右衛門尉^(親元)五七日忌辰煎点ニ赴キ之ヲ辞ス〔蔭〕

六月二十二日、朝、等持寺ニ景徐ヲ訪フ、留守中ニ亀泉ヨリ使者ヲ以テ略清規ヲ返却セラル〔蔭〕

六月二十四日、彦龍ト共ニ亀泉ヲ訪フ、他出中ノ故ヲ以テ茂叔ノ寮ニ於テ待ツ、亀泉、虫起リノタメニ対面スル能ハズ、宴アリ、聯十句ノ後帰ル〔蔭〕

六月二十五日、禪昌院ノ宴ニ赴ク、東堂西堂ハ五百文、平僧ハ二百文

ヲ携フ、小維那ノ習了リテ宴アリ、惟明・横川・夏屋・東瑛・天澤・
宝処・寿春・春英・景徐・月翁・仲璋・魁叟・眞境・伯升・春陽・龜
泉等二十七員、細川政国モ在座ス、三献了リテ皆帰ル、政国、門外ニ
出テ送礼ス〔蔭〕

六月二十六日、相国寺方丈ノ斎ニ赴ク、著座衆十三員、三汁十四菜、
冷麵、菓子七種、瓜・中酒数遍、茶了リテ帰ル、月翁・桃源・春陽・
景徐・功叔・妙喜首座・龜泉、残リテ南縁ニ茶話移刻、時ニ岩栖院南
陽ヨリ使者アリテ、以後希世ノ病氣見舞ヒニ來ルベカラズト伝フ、皆
希世ノ示寂シタルカト推測ス、時ニ桃源、昨日勝定院静香軒ノ季玉首
座ノ寂セシヲ語ル、コノ日、聴松院希世靈彦示寂ス、四鼓ノ刻ニ遷化、
ソノ曉ニ闍維アリ、人々闍維ノ儀ヲ識ラズ、後日仙館院蘭坡、ソノコ
トヲ話ス〔蔭〕〔等待寺日件〕〔大日本史料〕

六月二十八日、龜泉、彦龍・桃源ヲ家常ノ斎ニ招ク、一汁四菜、〔禪
廬図〕ヲ視ル、諸老ノ詩并ビニ序跋ヲ読ミ絶嘆ス、斎了リテ南軒ニ就
キ瓜ヲ喫ス、龜泉ノ命ニヨリ、百ヶ日拈香法語ヲ句読ス、了リテ聯三
十句、午後マタ宴アリ、宴了リテ帰ル〔蔭〕

六月二十九日、龜泉ニ使僧ヲ以テ明日聴松院ノ中陰焼香ニ同途スベキ
コトヲ伝フ、龜泉、先ニ義政ニ謁スベキヲ以テ、仙館院ニ待ツベシト
返答ス〔蔭〕

六月晦日、龜泉、仙館院ニ往キテ、桃源・春陽ヲ待ツ、時ニ同院蘭坡
不例ニテ病床ニアリ、龜泉、松陰軒ニ往キ琴叔ト茶話移刻、午後ニ及
ビ清水寺・等持寺ニ赴キテ時ヲ過ス、ソノ後漸ク桃源・仙館院ニ來
リ、ソノ齟齬ヲ龜泉ニ談ズ、宴アリ、帰次、龜泉、茂叔・芳洲ト同途
シテ蘭坡ノ不例ヲ問フ、ソノ後宴アリ、桃源等マタ戻リテ之ニ參ズ、
七員聯十句〔蔭〕

七月二日、龜泉、勝定院ニ往キ、静香軒季材ニ季玉ノ逝去ヲ弔フ、マ

タ本坊ニ往キ子英ノ不例ヲ問フ、桃源、之ヲ出迎フ〔蔭〕

七月三日、禪昌院草飯ニ赴ク、夏屋・東瑛・惟明・月翁・仲璋・寿春
等二十二人、三汁十四菜、冷麵、菓子七種、茶了リテ皆帰ル、横川・
桃源・春陽・功叔・龜泉等、居残リテ二番座了ル、書院ニ於テ宴ア
リ、右衆ノ他景徐・東啓・月嶺・秀峰・細川政国以下、皆次間ニ於テ
二遍了リテ帰ル〔蔭〕

七月六日、細川成之私第ノ煎点ニ赴ク、天隱・横川・眞境・龜泉等座
ニ在リ、点心了ル〔蔭〕

七月七日、伊勢貞宗第ノ斎ニ赴ク、横川・春陽・景徐・東雲等座ニ在
リ、詩宴アリ、単尺ニ非ズ〔蔭〕

七月十二日、晩来、相国寺方丈ノ詩宴ニ赴ク、月翁・桃源・功叔・芳
洲、各二百文ヲ携フ、龜泉、一貫文ヲ携フ、秉燭行盃、聯句アリ、三
獻了リテ帰ル〔蔭〕

七月十五日、義政、等持院ニ渡御ス、御相伴衆、鹿苑院惟明・相国寺
横川・等持院袁瑞等・等持寺景徐、各着座ス、桃源ハ崇寿院主ニ内定ス
ルモ堺南庄ノ公事未決ノ故ニ未ダ崇寿院ニ移ラズ、故ヲ以テ相伴セズ
〔蔭〕

七月十六日、横川、龜泉ヲ訪ヒ、相国寺退院ノコトヲ話ス〔蔭〕

八月朔日、午後、景徐、堺南庄代官職ノコトニ就キ大館尚氏ノ一行ヲ
持シテ龜泉ヲ訪フ、龜泉、返章ヲ調ヘ遣ハス、景徐、マタ細川政之闍
維ノ起骨仏事法語ノ草案ヲ持シテ示ス、日時未定ト、桃源、龜湯ノ役
ニアタル〔蔭〕〔大日本史料〕〔八一二三一一〕

八月二日、晩来、龜泉ヲ訪ヒ、龜湯法語ノ草案ヲ示ス、雲門・益ヲ勧
メラル、茶話移刻〔蔭〕

八月六日、先月廿六日逝去セシ細川政之ノ闍維、コノ月廿三日ニ西山
宝光院ニ當ム、院主玉章等璋ノ間合セニ依リテ龜泉ヲ訪ヒ、中陰三ヶ

月忌ムコトノ実否ヲ問フ、亀泉ニ足利義教ノ中陰先例ヲ旧記ニ検スル
コトヲ求ム、日録ニ見エズト〔蔭〕

八月七日、相国寺後住旭峯、不例ノタメニ未ダ方丈ニ移ラズ、コノ日
移徙ス、季材ヨリ亀泉ニ前夜ヨリノ桃源不例ノ様子ヲ問フ、亀泉、使
ヲ遣ハシテ之ヲ桃源ニ問フ、苦シカラザル旨ヲ伝フ〔蔭〕

八月八日、不例ニ依リ等持院ノ勝智院年忌斎会ヲ辞ス〔蔭〕
八月九日、亀泉、桃源ノ不例ヲ問フ、虫腹起ノ由、蚊帳ヲ隔テ相話
ス〔蔭〕

八月二十一日、使僧ヲ遣ハシテ亀泉ノ虫氣不例ヲ問フ、コノ日、足利
義熙ヨリ鉤陣ニ赴キテ史記・漢書ヲ講ズベキコトヲ命ゼラレシコト、
去年ヨリ不例回復セズ、殊ニ近日ノ猛暑ニ堪ヘザルノ故ヲ以テ固辞セ
シコトヲ伝フ、亀泉、之ニ同意ス、コノ日、亀泉、正宗ト横川ノ健忘
ノコトヲ話ス〔⁽⁷³⁾蔭〕

八月二十三日、西山宝光院ニ於テ細川政之ノ閑維アリ、ソノ奠湯役ヲ
勤ム、鎖龕天隱、掛真横川、起龕舜澤^(周蕙)、龕茶高^(景照)先、下火蘭坡、起骨景
徐、行道上首月翁ナリ、総衆百四十二人〔蔭〕〔補庵京華外集〕上

八月二十七日、細川政之五七日忌⁽⁸⁴⁾ニ赴ク、月翁・蘭坡・天隱・松嶺^(智岳)
・横川・景徐・高先等、之ニ会ス〔蔭〕〔補庵京華外集〕上
九月三日、亀泉ヲ訪ヒ、崇寿院主辭退ノコトヲ議ス、鹿苑院ニ赴キ内
儀ヲ以テ辭スベキコトヲ相議ス、帰路再ビ雲澤軒ニ來リ、家常ノ斎ヲ
勧メラル、茶話移刻、マタ昨日ヨリノ南禪寺真乘院華屋ノ俱舍論世間
品講筵ノコトヲ話シ、茂叔ニ聴聞スベキコトヲ誘フ〔蔭〕〔宗慈〕
九月四日、相国寺方丈ノ斎ニ横川・亀泉ト同途シテ赴ク、惟明・旭峯
・松屋^(景文)・東瑛^(景昭)・楚岫・春陽等、之ニ会ス、三汁十菜、冷麵、五

菓、中酒三返、茶了リテ散ズ、マタ明日ノ鹿苑院松草ノ斎ニ招カル
〔蔭〕

九月五日、横川・春陽・亀泉ト同途シテ、鹿苑院ノ斎ニ赴ク、惟明・
景徐・月翁等著座、三汁七菜、冷麵、七菓、松草四種ヲ用フ、茶了リ
テ帰ル〔蔭〕

九月六日、幕府同朋衆調阿方ヨリ崇寿院宛ニ松草ヲ遣ハサル、亀泉、
崇寿院無住ノ事ヲ返章ニ認メ、披露ヲ請フ、晩来、亀泉ヲ訪フ、亀
泉、畠山政長ノ南庄ヲ渡スベカラズト、昨日景雪ノ語リシコトヲ伝
ヘ、崇寿院ノ件ハ辞シテ置クベント述⁽⁷⁴⁾ブ、之ニ同ズ〔蔭〕

九月十二日、亀泉ヨリ逆修百ヶ日ノ陞座法語ノ句読ヲ切ルコトヲ依頼
セラル、マタ他人ノ所望ニ依リ混元丹ヲ頒シコトヲ求メラル、乃チ三
貝ヲ贈ル〔蔭〕

九月十三日、陞座法語句讀ヲ亀泉ニ遣ハス〔⁽⁷⁵⁾蔭〕

九月二十三日、午後、東福寺一元光演首座ト汝雪^(法叔)ヲ携ヘテ亀泉ヲ訪
フ、汝雪ハ梅龍ノ住景德寺道旧疏草案ヲ、一元ハ高先ノ住天龍諸山疏
草案ヲ持參ス、亀泉、之ヲ一見シテ写ス、一元マタ二合一荷ヲ携フ、
留メラレテ宴アリ〔蔭〕

九月晦日、鹿苑院ヨリ横川・亀泉ト共ニ明日ノ斎ニ招カル〔蔭〕

十月朔日、鹿苑院斎会ニ赴ク、惟明・錦江・真境・楚岫等、着座衆五
六十員、三汁六菜、冷麵、五果、茶了リテ帰ル、横川・春陽・亀泉ト
共ニ残リテ院主惟明ト談ズ、二番座了リテ御所間ニ宴アリ、行盃三
遍、宴了リテ帰ル〔蔭〕

十月三日、堺南庄代官職ヲ細川被官薬師寺又四郎ニ命ズト伝フ〔蔭〕
十月五日、堺南庄代官職ハ長塩又四郎ノ誤リト、鹿苑院ヨリ亀泉ニ報
ズ〔蔭〕

シトノ徳大寺実淳ノ談ヲ伝フ〔蔭〕
〔蔭〕

十月十三日、亀泉ヲ訪ヒ、南禅・天龍・普門寺新命ノ義熙陣所礼参ノコトニツキ問フ〔蔭〕

十月十五日、亀泉ヲ訪ヒ、了庵住南禅寺江湖疏草案ヲ示ス、マタ昨日ノ普門寺入寺ノ様子ヲ語ル〔蔭〕

十月十八日、亀泉、横川ヲ小補軒ニ訪フ、壁ニ海棠ノ軸画アリ、天隱ノ序、月翁・蘭坡・横川・正宗・了庵・桃源ノ贊詩アリ〔蔭〕

十月十九日、亀泉、慈昌^(盛昌)ニ命ジ了庵南禅入寺江湖疏銘ヲ写サシム、桃源・春陽・繼章・亀泉・桂林・祖溪・泰甫・慕真・横川ノ署名アリ〔蔭〕

十月二十一日、亀泉、横川ヨリ伊勢貞宗ノ堺南庄ニ関スル書状ヲ示サル〔蔭〕

十月二十二日、參暇西堂等、鹿苑院ニ列參シテ、冬節問禪ノ役者ハ崇寿院ノ下デ參暇西堂等相議シテ定ム先規ナリ、院主無キヲ如何ト問フ、惟明、之ヲ亀泉ニ談合セシム、亀泉、崇寿院ノ後住ハ早急ニ定メ難シ、問禪ノ仁ハ殊事アルベカラズト答フ〔蔭〕

十月二十四日、コノ頃、堺南庄ヲ幕府御料所ト為シ、代官職ヲ伊勢守ニ命ズトノ伝聞アリ〔蔭〕

十月二十五日、亀泉ヲ訪ヒ、相国寺後住人事ノコトニツキ談合ス〔蔭〕

十月二十六日、鹿苑寺ノ斎ニ赴ク、惟馨・宝処・惟明・月翁・横川・旭峯・春陽・景徐・亀泉等、十三人、三汁十四菜、冷麵、七果、般若湯數遍、斎了リテ客殿ニ茶話ス、俄カニ楓林晚雨ト題シテ詩筵ヲ設ク、詩了リテ宴アリ、昏黒ニ及ビ帰ル〔蔭〕〔補庵京華外集〕上〔翰林葫芦集〕

十月二十七日、相国寺方丈ノ斎ニ赴ク、三汁九菜、冷麵、七果、般若湯數遍、旭峯・惟明・東瑛・楚岫等、斎了リテ御所間ニ留メラレテ二番座了リ宴アリ、景徐・亀泉・茂叔・全桂・秀峰・季昭^(等鶴)・横川・春陽

・東瑛ソノ他住持以下、小僧喝食數十輩、皆沈醉シテ帰ル〔蔭〕

十月二十九日、南庄ニツキ、畠山ト細川契約ノコトアリト伝聞スルモ、畠山ハ知ラズト〔蔭〕

十一月三日、南庄ヘ香西打入ルトノ注進アリ、寺家ト相議シテノコトト伝フ、義政、同朋衆榮阿ヲシテ、亀泉ニソノ実否ヲ問ハシム、亀泉、近時ノ事情ヲ述ベテ、之ヲ否定ス〔蔭〕

十一月八日、細川讚州宅ノ天藏珍公居士(細川政之)卒哭忌辰ニ赴ク、惟明・旭峯以下三十三員、煎点了リテ宝光寺ニ於テ斎ヲ待ツ、茶

話移刻、斎前讚州会所ニ平家語リ一句アリ、斎会、三汁八菜、五菓、茶了リテ帰ル〔蔭〕

十一月九日、季材ト共ニ亀泉ヲ訪ヒ、昨夜盜賊ニ直歲ノ傷害セラルルコトヲ問フ〔蔭〕

十一月十一日、雲澤軒ノ早飯ニ赴ク、意足室御影間ニ斎アリ、住持旭峯・春陽・功叔・月翁・横川・景徐・亀泉等、八員、三汁十四菜、冷麵、七菓、般若湯一行、茶了リテ茶話移刻〔蔭〕

十一月十二日、亀泉來訪、対話ス〔蔭〕

十一月十六日、勝定院領近江佐々木西庄ノコト、去年義熙ヨリ安堵セラル、然ルニ当年十月十日、彼ノ在所ヲ日野富子ノ料所トナスベキノ奉書ヲ出サル、亀泉ヲ介シテ之ヲ幕府ニ訴フ〔蔭〕〔大日本史料〕

十一月十七日、亀泉ヲ訪ヒ、来ル十九日ノ月闌寮ノ斎会ニ横川・春陽ト共ニ請ズ〔蔭〕

十一月十八日、大徳院後住ノコト、前住伯升ノ遺言ニ任セテ景徐ニ定メラル〔蔭〕

十一月十九日、普広院久昌軒ニ赴ク、月闌、場ヲ借リテ斎ヲ當ム、月翁・景徐・横川・亀泉・春陽・彦龍等十六員、三汁十四菜、冷麵、七果、中酒數遍、大雪ノ故ヲ以テ梅邊評雪ト題シテ詩宴アリ、秀峯美丈

他五員ヲ詩衆ニ加フ、詩了リテ宴アリ、声明、小歌、大歌、各ソノ技ヲ呈ス、深更ニ及ビ醉帰ス〔蔭〕「補庵京華外集」上「翰林葫芦集」
十一月二十五日、亀泉、崇寿院ノコトニツキ、義政ト談合ス、義政、
ソノ子細ヲ示シテ重ネテ桃源ノ移住スベキコトヲ命ズ、亀泉、横川ヲ
訪ヒ、小補軒ニ桃源ヲ招キテ義政ノ命ヲ伝フ、桃源、之ヲ領掌ス〔蔭〕
十一月二十六日、季材ト共ニ亀泉ノ晩食ニ請ゼラル〔蔭〕
十一月二十七日、晨、崇寿院ニ移ル、礼謝ノタメニ亀泉ヲ訪フ、マタ
大徳院ニ景徐ノ不例ヲ問フ〔蔭〕

十一月二十八日、午後、亀泉、義政ニ桃源移住ノコトヲ報告シ、
テ堺南庄ノ去年今年分ノ年貢寺納ノコトヲ督ス、仍チ義政、伊勢右京^(貞遠)
亮ニ寺納ヲ促シ、請取ヲ呈スベキヲ命ズ、明日寺納ノコト約セラル、
ソノ後亀泉、崇寿院ニ往キテ移徒ノ礼ヲ述ブ、桃源、大徳院ニ景徐ヲ
問ヒテ不在、折りシモ帰リテ門内ニ出会ヒ、書院ニ往キテ語ラフ、時
ニ細川政元ヨリ使者安富來リテ南庄代官ノ事ニツキ子細ヲ申スコトア
リ、桃源、上意タル上ハ寺家トシテ兔角ノ儀ニ及バザル旨ヲ述べ、蔭
涼職ノ此ニ在座スルコトヲ伝フ、仍チ使者帰ル〔蔭〕

十一月二十九日、大徳院ニ景徐ノ不例ヲ問フ、横川・東雲モ大徳院ニ
問フ、亀泉、マタ慈昌ヲ遣ハシテ不例ヲ問フ〔蔭〕

十二月三日、亀泉ヲ訪ヒ、伊勢貞宗ヨリ使者アリシコトヲ伝ヘ、堺南
庄代官職補任ノコトヲ談合ス、亀泉、南庄年貢寺納ノ来歴ヲ告ゲテ、
ソノ額ヲ明示スベキコトヲ勧ム、マタ来ル七日ノ宝篋院殿(足利義詮)⁽⁷⁶⁾
年忌ニ、景徐ノ拈香勤仕ノコトヲ談合ス、亀泉、景徐ノ不例ハ真俗ニ
隠レ無ケレバ、勤仕セザルモ後難アルベカラズト答フ、ソノ後、景徐
ヨリ拈香法語草案ヲ亀泉ニ示ス、亀泉、之ヲ一覽シテ返シ、強イテ勤
仕シテ不例再発スベカラズト論ス〔蔭〕

十一月四日、晩来、亀泉ヲ訪ヒ、コノ日ノ伊勢貞宗トノ交渉ノ様子ヲ
ヨリ拈香法語草案ヲ亀泉ニ示ス、亀泉、之ヲ一覽シテ返シ、強イテ勤
仕シテ不例再発スベカラズト論ス〔蔭〕

報ズ、御料所ニ寺家ヨリ代官補任ノ形式ハ採リガタキコト、マタ二百
五十貫文寺納ト示シ来タルモ、亀泉ノ指示ニ従ヒ、七百余貫文タルベ
シト答フト〔蔭〕

十二月五日、亀泉、來訪ノ横川ニ、景徐ノ拈香勤仕ヲ桃源ト同途シテ
止ムベシト勧ム、斎後、亀泉、小補軒ニ赴キ、横川ト同途シテ大徳院
ニ往ク、桃源、後ニ到ル、三老同心シテ之ヲ止ム、景徐、領掌ス、時
ニ功叔、來訪シ、茶話移刻、ソノ後、等持寺諸老、亀泉ヲ訪ヒテ景徐
ノ拈香勤仕ノコトヲ諮詢ル、亀泉、景徐ノ既ニ領掌セシコトヲ伝フ〔蔭〕
〔等持寺日件〕

十二月七日、景徐、亀泉ニ書状ヲ送ル、コノ日拈香ヲ勤仕シ、以後等
持寺ニ於テ養生ヲ加フベシト、亀泉、返章ヲ遣ハス〔蔭〕〔等持寺日
件〕

十二月八日、午後、横川・亀泉ヲ訪ヒ、(伊勢方ヨリカ)小補軒ニ遣ハ
サレシ、堺南庄代官ノコトニツキ亀泉ニ口入セシムベシトノ書状ヲ示
ス、亀泉、明日桃源ト談合スベシト約ス〔蔭〕

十二月九日、亀泉・横川・春陽等、養源軒ノ斎ニ赴ク、亀泉、客殿ニ
於テ桃源ト南庄補任ノ件ヲ談合ス、斎アリ、十三員、四汁十四菜、冷
麵、七果、中酒数行、茶了リテ帰ル、桃源・芳洲・茂叔・亀泉、留メ
ラレテ宴アリ、宴了リテ皆醉帰ス〔蔭〕

十二月十三日、勝定院後住^(周延)綱宗、コノ日移徒ス〔蔭〕

十二月十六日、不例、養生ノタメ西山華嚴院^(妙亨)大亨百年忌斎ニ赴カズ
〔蔭〕

十二月十九日、鹿苑院ヨリ侍衣ヲ以テ来年相国寺再住ノコトヲ請ゼラ
ル〔蔭〕

十二月二十一日、晩来、亀泉、有桂ヲ以テ桃源ノ不例ヲ問フ、マタ薄
暮、慈昌ヲ以テ丹炭一荷ヲ贈ル、桃源、来ル二十五日ノ鉤陣所ヘノ歳

暮礼ハ不例ノ故ニ参ズベカラズト伝語ス〔蔭〕

十二月二十二日、亀泉、崇寿院ニ桃源ノ不例ヲ問ヒ、面談ス、桃源、
猫兒ヲ抱キテ炉辺ニ在リ〔蔭〕

十二月二十七日、伊勢貞宗、亀泉ニ堺南庄代官ノコトヲ告ゲ、開山塔ハ公界所ノ故ニ一
人ノ計ヒ難キコトニシテ、平癒ノ後ニ山中諸老ノ評議ヲ以テ補任ヲ成
スペシト答フ、晩來、義政ヨリ江鼓五十把ヲ贈ラル〔蔭〕
コノ冬、萬里集九、関東ヘノ旅ノ帰路、美濃鵜沼ノ旧廬ニ向ハントシ
テ越後ニ在リ、時ニ鞏仲座元ノ來訪ヲ受ケ、桃源ノ鞏仲ヲ送ル詩ヲ見
テ、ソノ韻ヲ和ス「梅花無尽藏」

長享三年（八月二十一日、延徳ト改元）（己酉）（六十歳）

正月一日、横川ノ門人月嶺及ビ功叔ノ門人秀峰ノ試筆ニ和韻シ、ソノ
序ヲ製ス「諸賢雜文」〔大日本史料〕（八一三二—三七七）

正月二日、景徐、桃源ニ和詩并ビニ唐牋一帖ヲ贈ル〔等持寺日件〕

正月七日、相国寺ニ再住ス、コノ日、方丈ヲ請取ル、十一日ニ移徙ス
ベシ、但シ不例未ダ消除セザレバ、十一日ノ義政參賀ハ辞スペシト、
明日、友竹侍者ヲ以テ亀泉ニ報ズ〔蔭〕〔大日本史料〕

正月八日、景徐、桃源ヲ訪ヒ、年初ノ賀ヲ講ズ〔等持寺日件〕

正月十一日、亀泉、義政ニ桃源ノ方丈移徙ト、コノ日ノ參賀辭退ノコ
トヲ言上ス〔蔭〕

正月十五日、コノ日初メテ出仕ス、上堂アリ〔⁽⁷⁾蔭〕

正月二十日、亀泉、慈昌ヲ遣ハシテ明日ノ小補軒斎ニ同途スペシト誘
フ〔蔭〕

正月二十一日、小補軒斎会ニ赴ク、東瑛・春陽・江月・廷材・亀泉・
子韶以下、座ニアリ、三汁九菜、麵、菓子五種、二番座了リ、亀泉ト
同途シテ帰ル〔蔭〕

正月晦日、一綱ヲ持シテ亀泉ヲ訪フ、旧例ナリ、茶話移刻、後刻再ビ
亀泉ヲ訪フ、マタ使ヲ遣ハシテ亀泉ニ仁甫ノ建仁寺退院ノコトヲ督
ス、亀泉、不時ノ退院然ルベカラズ、大衆蜂起ノコトモアリ、暫ラク
様子ヲミルベシト説ク〔蔭〕

二月朔日、晩來、亀泉、横川ヲ訪フ、横川、崇寿院重書ヲ渡スタメニ
方丈ニ塔主桃源ヲ訪ヒ他出ス、亀泉、方丈ニ赴ク、宴アリ、桃源、東
英・竺英ヲ招キ聯句アリ⁽⁸⁾、席上、花朝節ノコト諸説アリ、事林広記ヲ
引キ確カム、句了リテ座ヲ改ム、三獻過ギテ皆帰ル〔蔭〕

二月五日、早旦、常喜軒⁽⁹⁾春英ノ煎点ニ赴ク、春陽・惟明・魁叟・亀泉
・月翁・東瑛・横川・明允等座ニアリ、二番座了リテ宴アリ〔蔭〕

二月七日、早旦、妙嚴院東瑛ノ煎点ニ赴ク、春陽・亀泉・横川・楚岫
・春英・天澤⁽¹⁰⁾哲叟等座ニ在リ、宴アリ、兎大夫来リテ舞フ〔蔭〕

二月八日、景徐、亀泉ヲ訪フ、書院ニ於テ宴アリ、時ニ桃源、兎大夫
ヲ携ヘテ訪フ、茶話〔蔭〕

二月十日、普広院慈光軒⁽¹¹⁾集龍ノ斎ニ赴ク、先ニ小補軒ニ往キ、横川・
亀泉・功叔ト同途シテ斎ニ赴ク、斎前ニ詩題ヲ花菴小集ト定ム、花字
ハ横川、菴字ハ桃源、小集字ハ相談ジテ出ス、横川、題ヲ書ス、三汁
十四菜、般若湯二遍、七果、茶了リテ詩ヲ賦ス、詩衆十員、兎大夫、
座外ニ在リ、詩後宴アリ、三献了リテ帰ル〔蔭〕〔補庵京華外集〕上
二月十二日、鹿苑院斎ニ赴ク、惟明・横川・亀泉・月翁・綱宗・景徐
等二十員、三汁十四菜、麵、七果、般若湯ナシ、茶了リテ詩会アリ、
小宴アリ、客殿ニ在リテ詩ヲ唱スヲ聴ク、詩評了リテ帰ル、茶盃ナ
シ、帰時詩衆ノ大半延セラレテ御影間ニ於テ聯句アリ、宴アリ、二十
一員、盃二遍、彦龍・景甫等先ニ帰リ、自余ノ者残リテ又一遍、薄晚
ニ及ビ帰ル〔蔭〕〔補庵京華外集〕上〔翰林葫芦集〕

(瑞朝)

東啓美丈、方丈ニ來リ度僧ノ暇ヲ請ヒ、雲澤軒ニ過ル、

桃源、亀泉ヲ訪ヒ、来ル十七日ノ斎ニ請ズ、時ニ景徐・喬年來訪ス、

三老留メラレテ宴アリ、雜話移刻、桃源マタ仁甫ノ建仁住持退院ノコ

トヲ談合ス〔蔭〕

二月十六日、亀泉、蔭涼職退任ノコトヲ堀河局ニ問フ、義政、我ガ一

期ノ間ハ堪忍スベシト命ズ〔蔭〕

二月十七日、相國寺方丈ニ斎ヲ營ム、寿春・惟明・月翁・横川・亀泉

・綱宗・東瑛・春陽・景徐等十四員、三汁十菜・麵・五果・酒ナシ、

茶了リテ皆帰ル、横川・春陽・景徐・亀泉、ソノ他給仕衆、平僧衆、

二番座了リ、御所間ニ宴アリ、二遍了リテ帰ル、伊勢瑞松院ヨリ周防

大内ニ贈ル画扇十本ノ贊ノコトヲ横川ニ申シ来ル、横川、十員ヲ書立

ツ・月翁・蘭坡・天隱・横川・正宗・了庵・春陽・景徐・亀泉ト共ニ

ソノ員ニ入ル〔蔭〕

二月二十一日、横川・亀泉ト同途シテ、九条ニ赴キ、彦龍祖父ノ中陰道場諷経ニ参ズ、月翁焼香、諷経了リテ宴アリ、二十二人、各壽數遍、二番座ノ間ニ小聯アリ、聯六句、皆帰ル〔蔭〕

二月二十六日、亀泉・横川・春陽ト同途シテ、九条ノ石井河内守宅へ

赴ク、彦龍祖父泰岳玄農禪門ノ月忌斎ナリ⁽⁸¹⁾、先ニ中陰道場ニ往キ半斎アリ、河内守宅ノ斎会ニ月翁・天隱・正宗・春陽・亀泉・桂林・彦龍

・河内守・蘭坡・横川・了庵・文捲・梅叔・一元等ト着座、三汁十四

菜、七果、茶了リテ詩題ヲ花下感旧ト定ム、天隱之ヲ書ス、二番座了

リテ、皆石井美作守宅へ往ク、坤方ニ亭アリテ懷遠ト号ス、彦龍之ヲ書ス、秀峰・季昭・月翁・横川・春陽・了庵・正宗・亀泉等ト亭上ニ

在リ、月翁一句出スモ之ニ対スルニ及バズ主殿ニ往ク、宴アリ、宴

中、横川之ニ対句ス、詩衆二十一員、詩了リテ宴アリ、斎衆ニ功叔・

彦龍・美作守ヲ加フ、酒二行了リテ皆帰ル、亀泉、十八首ヲ暗書シテ

諸子ニ示ス〔蔭〕〔補庵京華外集〕上

二月二十八日、彦龍ノ陶化坊ニ斎会アリ、マタ景徐ヲ邀頭トシテ花下

感旧ノ詩ヲ製ス、午後、亀泉、横川・春陽・桃源ヲ招キテ門中衆ト共

ニ詩宴ヲ設ク、題「松間殘梅」、ソノ後聯句アリ⁽⁸²⁾、晚浪ヲ勧メラル、

三汁九菜、食籠、茶了リテ詩ヲ誦ス、了リテ宴アリ、深更ニ及ビテ皆帰ル〔蔭〕〔翰林葫芦集〕〔補庵京華外集〕上

三月八日、亀泉ヲ訪ヒ、雲澤軒詩会ノ日時ト員数ニツキ、横川・春陽・東雲等ト談ズ〔蔭〕

三月二日、亀泉ヲ訪ヒ、相國寺領美濃西山口ノコトニツキ、景徐ヲ介シ大館左衛門佐ニ訴フ、亀泉ヨリモ一行アルベキコトヲ依頼ス〔蔭〕

三月三日、亀泉ヨリ大館充ノ状ヲ送ラル、マタ青苔三十把ヲ贈ラル

〔蔭〕

三月十一日、亀泉ヨリ来ル十五日詩会ノコトヲ報ゼラル〔蔭〕

三月十四日、午後、亀泉ヲ訪フ、横川・春陽・功叔・彦龍・東雲等マ

タ來訪ス、宴アリ、三獻了リテ皆帰ル、晩來、彦龍ト共ニ亀泉ヲ訪

ヒ、詩会ノ人数等ヲ定ム〔蔭〕

三月十五日、亀泉、雲澤軒ニ詩会ヲ催ス、雲頂院御影間ニ諸老集ヒ、

評題座ニ於テ、詩題ヲ秀潭宗泐筆松泉主人ノ書軸ニ因ミテ「寄松泉主人」ト定ム、斎アリ、十五員、四汁十八菜・三膳アリ、中酒二遍、冷

麵・九菓・二番座・二十員、一番座ト同ジ、雲澤軒ニ座ヲ移シテ詩会

アリ、三十九員、作詩了リテ、執筆七員ノ書セル詩ヲ座ニ張ル、桃

源、披講ノ順ヲ定ム、秀峰等披講ス、披講了リテ詩ヲ回スコト一遍、

茂叔、題紙ヲ取リテ詩ヲ重ね纏ム、コノ後詩衆ノ宴アリ、羊羹、饅頭、麵・九菓・出益四・三獻了リテ帰院、一番座ノ間書院ニ著座ノ衆

二番座アリ、ソノ後、月翁・横川・春陽・景徐等ト相残リ、宴アリ、

一遍、昏黒ニ及ビ皆帰院ス〔蔭〕〔補庵京華外集〕上〔翰林葫芦集〕

〔大日本史料〕

ラル〔蔭〕

三月十六日、亀泉、來訪シテ昨日ノ会ノコトヲ謝ス〔蔭〕
三月十七日、禪昌院ニ於テ宿忌アリ、了リテ、亀泉・横川・桃源・春
陽・景徐等、留メテレテ楞嚴頭ノ習アリ、習了リテ宴アリ、宴了リテ
皆帰ル〔蔭〕

三月二十一日、亀泉ヨリ義熙不例ノ様子ヲ報ゼラル〔蔭〕

三月二十三日、堺南庄ノコトニツキ、山中諸老連署シテ訴状ヲ調フ
〔蔭〕（延徳元・十・二条）

三月二十四日、天龍寺香嚴院ノ同山侍者七周忌半斎ニ赴ク、惟明・月
翁・蘭坡・天隱・正宗以下三十員、薄晚、亀泉ヲ訪ヒ、南庄連署ノコ
トヲ談合ス、茶話移刻、禪鐘以後方丈ニ帰ル〔蔭〕

三月二十六日、足利義熙、近江鉤ノ陣中ニ薨ズ〔大日本史料〕

四月朔日、早旦、亀泉ヨリ談合スベキコトアルヲ以テ請ゼラル、上堂
後赴ク、義熙尽七日忌陞座勤仕ノコト、辞退シテ、了庵ノ老年ト南禪
寺当住ノ故ヲ以テ勧メ、我ガ後生ニシテ勤ムルハ素意ヲ失スト述ブ、
代リニ拈香勤仕ト定メラル、春陽ト共ニ留メラレテ斎アリ、二汁四

菜、般若盃ヲ把リテ雜話ス、茶了リテ帰ル〔蔭〕

四月一日、亀泉、來訪シテ前日ノ勞ヲ謝ス、時ニ蘭坡不例ヲ以テ掛真
役ヲ辞スニ依リ、高先ヲ推ス〔蔭〕

四月三日、勝鬱院主寿春ヲ携ヘテ亀泉ヲ訪ヒ、畠山尚順ノ勝鬱院ヲ借
リテ居セントスルコトニツキ談合ス〔蔭〕

四月八日、鹿苑院煎点ニ赴ク〔蔭〕

四月十日、亀泉、躊躇ヲ看テ迩来ノ愁鬱ヲ慰メントス、之ニ招カル、
功叔・秀峰・横川・東瑛・茂叔等、三献了リテ聯句アリ⁽⁸⁴⁾、薄晚ニ及ビ
皆醉帰ス〔蔭〕

四月十三日、景徐ヨリ明日ノ普広院藏集軒ニ於ケル楞嚴頭草飯ニ請ゼ

四月十四日、藏集軒ノ斎ニ赴ク、景徐・亀泉ノ他、細川政国トソノ家
臣等十七員、三汁十四菜、冷麵、七果、中酒二遍、茶了リテ普広院本

房ニ往キ、楞嚴頭習アリ、習了リテ帰ル〔蔭〕

四月十五日、大智院栖芳軒ノ草飯ニ赴ク、月翁・亀泉等、五員、三汁
十四菜、麵、九菓、般若湯二通、茶了リテ帰ル〔蔭〕

四月十六日、今晨、相國寺退院ス、雲澤軒ニ亀泉ヲ訪ヒ、直ニ崇寿院
ニ帰ル、後住宝処〔蔭〕

四月十七日、昨夜ヨリ不例、背ニ灸ヲシテ卧スル処ニ、亀泉、來訪
ス、来ル二十七日ノ義熙尽七日忌拈香ヲ辞シ、余人ニ申付クベシト申
入ル、亀泉、惟明・横川トコノコトヲ談合ス〔蔭〕

四月十八日、亀泉、慈昌ヲ遣ハシテ不例ヲ問ヒ、上池院ニ診察ヲ受ク
ベキコトヲ勧ム、拈香ノ件ハ他ト交替スベキコトヲ告グ〔蔭〕

四月二十四日、亀泉、崇寿院ニ桃源ノ不例ヲ問フ、昨日ヨリ上池院、
薬ヲ与フ、茶話ス〔蔭〕

四月二十七日、義熙尽七日忌、拈香^(元照)、陞座了庵、禪客慶^(碧舟)首座
〔蔭〕

四月二十九日、亀泉、桃源ノ不例ヲ問フ〔蔭〕

五月六日、相國寺大衆、亀泉ニ鹿苑院主惟明ノ不法ヲ訴ヘ、退院ヲ求
ム、以後寺中忽劇紛擾ノコト続ク〔蔭〕〔大日本史料〕（八一・二七一
三七一）

五月十二日、友竹侍衣ヲ遣ハシテ、亀泉ニ崇寿院領美作打穴莊代官職
ノコトヲ詰ル〔蔭〕

五月十三日、亀泉、鹿苑院後住ニ、月翁・横川・桃源ヲ推シテ、伊勢
貞宗ニ詰ル、横川之ヲ拒ム、義政、月翁ヲ後住ト定ム〔蔭〕

五月十四日、再び打穴莊ノコトヲ亀泉ニ詰ル、コノ日、景徐、等持寺

ヲ退院シ、大徳院ニ帰ル、亀泉ヲ訪と退居ノ礼ヲ述べ、横川・桃源ニコノコトヲ報ズ〔蔭〕〔等持寺日件〕

五月十八日、了庵ノ南禅寺再住ノコトニツキ、亀泉、之ヲ桃源ニ詣ル、桃源、了庵ノ辞退ヲ認ムベシト答フ、了庵・蘭坡・廷麟^(英語)・亀泉ノ許ニ之ヲ談合シ、夏安居中ハ蘭坡住シ、夏了後廷麟入寺ト定ム〔蔭〕

五月二十六日、斎後、景徐、崇寿院ニ桃源ノ不例ヲ問フ〔等持寺日件〕

五月二十八日、景徐ヨリ亀泉ニ、桃源不例ニ依リテソノ肖像ヲ描クベキコトヲ申入ル、亀泉、狩野正信ニ之ヲ命ジ、正信、之ヲ写ス⁽⁸⁵⁾、桃源、伝語ス〔蔭〕

上池院ノ薬相違スルニ依リ、今日ヨリ板坂ノ薬ヲ服シテ驗ヲ得シ旨、

六月二日、亀泉、桃源不例ヲ問フ、轄内ニ入りテ雜話ス、病相苦シカラズト〔蔭〕

六月四日、景徐、斎後、桃源不例ヲ問フ、医師板坂來リ診脈ス、澤潟散ヲフルコト七日分、一日三服ト〔等持寺日件〕

六月十四日、景徐、細川国範ト同途シテ桃源ノ不例ヲ問フ〔等持寺日件録〕

六月二十八日、細川政国、ソノ養子東啓ノ楞嚴頭ヲ祝シテ禪昌院ニ詩会ヲ催ス、蘭坡・天澤・高先・天隱・正宗・了庵・月翁・横川・亀泉・景徐・彦龍以下、詩衆四十一員、桃源・春陽、不例ノ故ヲ以テ之ヲ辭ス、西座敷ニ於テ評題、銀河秋氣ヲ題ト定ム、斎アリ、三汁十四菜、麵、七果、中酒二返、茶了リテ退出、八鼓以後、禪昌院ニ詩会アリ、亀泉合詩、披講ノ後詩ヲ回ス、宴アリ、三献了リテ皆帰ル、横川・景徐・亀泉等、座ニ残リ薄暮ニ及ビ帰ル、自余ノ衆、入夜帰ル〔蔭〕〔等持寺日件〕〔大日本史料〕(八一二八一六一)

六月二十九日、伊勢聯芳寺返章ヲ亀泉ニ示ス〔蔭〕

七月三日、禪昌院ニ詩宴アリ、飛鳥井雅親・同雅俊等座ニ在リ〔蔭〕

七月五日、亀泉、桃源ノ不例ヲ問フ、マタ千本一包ヲ贈ル、不食ニ就キ之ヲ索ムト〔蔭〕

七月六日、亀泉ヨリ和瓜一荷ヲ贈ラル〔蔭〕

七月七日、亀泉ニ丹瓜半荷ヲ贈ル〔蔭〕

七月十四日、楞嚴会満散〔蔭〕

七月十五日、相國寺維那衆、ソノ詩筵ニ除カルコトヲ訴ヘ蜂起シ、相國寺住持・鹿苑院・崇壽院ニ訴状ヲ提ス⁽⁸⁶⁾〔蔭〕〔大日本史料〕(八一二八一一二四)

七月十六日、今朝、相國寺住持宝延退院ス、後住春陽〔蔭〕

七月十七日、相國寺住持春陽・鹿苑院主月翁・崇壽院主桃源、退院シテ各旧院ニ退居セント称ス〔蔭〕〔等持寺日件〕

七月十八日、桃源、大徳院ニ在リ、亀泉ノ使僧有桂ト面談、遊山ノタメニ此方ニ在リト、マタ亀泉ニ江瓜二十籠ヲ贈ル〔蔭〕

七月二十一日、亀泉ノ許ニ使ヲ遣ハシテ、ソノ訴訟ノ処理方ヲ質ス〔蔭〕

七月二十二日、訴訟ニツキ、春陽・月翁トノ連署状ヲ亀泉ニ提ス〔蔭〕

七月二十五日、細川政国ヨリ使者ヲ以テ、桃源等三東堂ト亀泉ニ、寺家念劇ヲ慰問セラル〔蔭〕

八月四日、義政、相國寺維那衆ノ訴訟ニツキ、維那衆ニ人材出ヅレバ考慮スベシトノ裁断ヲ下ス、亀泉、幕府使者ト同途シテ三老ヲ訪ヒ、帰院ヲ促ス、桃源、大徳院ニ在リテ不例ノ故ヲ以テ対面セザルモ、友竹侍真ヲ以テ之ヲ諾ス旨ヲ返答ス〔蔭〕

八月五日、崇壽院ニ帰ル、亀泉ノ許ニ友竹ヲ遣ハシテ謝詞ヲ述ブ〔蔭〕

八月八日、亀泉、月翁・春陽ト同途シテ、義政ニ謁シテ訴訟下知ノ謝ヲ述ブ、桃源、不例ニ依リ不參、義政、之ヲ了ス、亀泉、崇壽院ニ來

リテ件々説破ス「蔭」

八月十七日、亀泉ノ許ニ友竹ヲ遣ハシ、堺南庄ノコトニソキ詰ルコト
アリ「蔭」

八月二十日、亀泉ノ許ニ使ヒシテ、桂林ヨリ間ハル建仁寺公帖ノコト
ヲ問ハシム「蔭」

八月二十一日、延徳ト改元ス「大日本史料」

八月二十四日、亀泉、松泉軒ニ移徙ス「蔭」

八月二十九日、改元礼トシテ、月翁以下相伴衆、義政ニ参賀ス、桃
源、不例ニ依リ之ヲ辞ス、コノ日、蘭坂、南禪寺ヲ退院ス「蔭」

九月四日、祥恩藏主転位ノコトニツキ、評定衆ト議ス「蔭」

九月八日、午後、亀泉、崇寿院ニ桃源ノ不例ヲ問フ、御影間ニ於テ打
話移刻「蔭」

九月十日、亀泉、桂林ノ建仁寺公帖ノ発給セラルコトヲ伝フ「蔭」

九月十五日、亀泉、幕府同朋衆調阿ヲ介シ老耄太シキニ依リ職辞退ノ
コトヲ申入ル「蔭」

九月二十六日、来ル二十八日ノ崇寿院斎ノ請帳ヲ回ス、請僧百八十三
人、給仕衆四十八員「蔭」

九月二十八日、崇寿院ニ斎会ヲ営ム、月翁・横川・景徐・亀泉等ト書
院ニ於テ雜話、半斎、燒香相國寺春陽、維那等頃首座、斎了リテ二番
座アリ、請衆八十員辞ス「蔭」

十月一日、崇寿院ヲ退院ス⁽⁸⁾、友竹侍真ヲ以テソノ旨ヲ亀泉ニ伝フ、マ
タ崇寿院重書トシテ、三月二十三日付ノ堺南庄ニ閑スル山中諸老ノ訴
状ヲ渡ス「蔭」

十月十四日、鹿苑院侍衣、亀泉ヲ訪ヒ、後住ノコトヲ議ス「蔭」
十月二十一日、鹿苑院侍衣、亀泉ト崇寿院後住ノコトヲ議シ、春陽ヲ
推ス「蔭」

十月二十三日、亀泉、桃源ノ不例ヲ問フ、横川・春陽・東雲・細川国
範、座ニアリ雜話ス、日頃陳祖田ノ薬ヲ服ス、薬代無キ故ニ服スルノ

ミト、太ダ憔悴、存命如何ト「蔭」

十月二十七日、^(澄鏡)景雪、亀泉ヲ訪ヒ、桃源ノ病状ヲ伝フ、松井正才、
脈ヲ取ル、必死ノ病ニテ、久シカルベカラズトテ、薬ヲモ出サズト
「蔭」

十月二十八日、寅刻、桃源瑞仙示寂ス、享年六十歳、春陽、亀泉ヲ訪
ヒ、共ニ桃源ノ死ヲ絶歎ス「蔭」「大日本史料」

十月晦日、亀泉、大德院ニ往キテ桃源ノ死ヲ弔ヒ、影前ニ焼香ス、芳
洲・茂叔同途、景徐ニ弔意ヲ示ス、帰時小補軒ニ横川ヲ訪フ、横川マ
タ弔セントシテ春陽ヲ待ツ、共ニ香資無シ、兩人手ヲ打チテ呵々大笑
ス、夜來、細川政国、使者ヲ以テ亀泉ニ桃源示寂愁悼ノ由ヲ伝フ「蔭」

十一月三日、東福寺天護庵ニ斎アリ、了庵、桃源追悼ノ偈ヲ製ス、諸
徒之ニ和ス「蔭」「翰林葫芦集」

十一月四日、桃源中陰道場散筵、亀泉、慈昌ヲ遣ハシテ香資一縉ヲ贈
ル、晩来、使シテ細川政国ニ先日ノ弔使ノ謝ヲ述ブ「蔭」

十一月七日、亀泉、政国第ヘ往キ弔使ヲ謝ス「蔭」

十一月十二日、伊勢貞宗、亀泉ト雜話ス、崇寿院後住ハ春陽タルベ
シ、義政モ春陽扶持ノ故ヲ以テ堺南庄ノコトモ事行クベキコト、桃源
ハ太ダ情強ク、人ノ指南ニ就カザル仁ナリシト「蔭」

延徳二年（庚戌）

正月一日、彦龍、桃源ノ旧例ニ倣ヒテ十題詩ヲ定ム、中ニ「燕尋旧主
去年十月廿八日梅岑老人遷化」ノ題アリ「翰林葫芦集」

二月七日、亀泉、去年二月ノ九条陶化坊ニ於ケル詩宴、及ビ横川・春
陽・桃源ヲ招キテ門中衆ト松間残梅ト題シテ詩宴ヲ設ケシコトヲ懷旧
ス「蔭」

三月二十五日、景徐、来ル二十八日ノ桃源月忌小斎ニ、月翁・横川・
春陽・龜泉ヲ請ズ〔蔭〕
二月二十八日、大徳院齋アリ、龜泉、虫氣ニ依リ之ヲ辞ス〔蔭〕
〔守釋〕
三月十三日、自悦、同右書第二冊ヲ書写ス〔蕉了記〕
四月一日、自悦、同右書第三冊ヲ書写ス〔蕉了記〕
六月二十九日、自悦、同右書第三冊ヲ書写ス〔蕉了記〕

延徳三年（辛亥）

正月、彦龍、十題詩ヲ定ム〔半陶文集〕

五月二十三日、龜泉、文明十五年正月十三日ノ小河御所詩宴ニ、蘭坡
・横川・桃源ト陪セシコトヲ懷旧ス〔蔭〕

六月三日、彦龍周興示寂ス〔蔭〕〔五山文学新集〕

延徳四年（壬子）

正月四日、慈照院主景徐、龜泉ヲ訪フ、桃源ノ旧例ニ倣ヒテ十題詩ヲ
定ムコトヲ語ル〔蔭〕〔翰林葫芦集〕

正月十一日、春陽景果、永徳院ニ於テ示寂ス〔蔭〕

五月十四日、景徐、龜泉ノ不例ヲ問フ、蚊帳中ニ勸盃打話ス、横川、
昨十三日ニ春陽ヲ太秦ニ掩土シ、ソノ頌ヲ作リテ餞行スト、景徐マタ
春陽ヲ悼ム祭文草案ヲ出シテ示ス〔蔭〕〔翰林葫芦集〕

六月二十八日、龜泉、長享三年三月十五日ノ雲澤軒詩会ニ於ケル寄松
泉主人ノ单尺ヲ点検シ、詩衆三十九員ノ内、仲璋・桃源・春陽・彦龍
ノ他界セシコトヲ歎惜ス〔蔭〕

明応八年（己未）

五月二十七日、了庵、桃源ノ一韓ニ与ヘシ梵漢図会ヲ、他筆ヲ誂ヘ書
写セシム〔東寺宝菩提院三密藏聖教目録〕第百九十

六月五日、景徐、前年死去セシ召夫ノ遺品中ニ、桃源ノ永源寺山上在
住中ニ作リシ諸仏事頌詩等二冊ヲ見出ス〔鹿苑日録〕

六月七日、景徐、富春軒文庫ヨリ梅岑碧岩抄他ヲ借り出ス〔鹿苑日録〕
六月二十三日、景徐、陳外郎宅ヲ訪フ、某僧座ニ在リテ、桃源ノ製セ
シ琵琶銘并ビニ柳牛ノ贊詩ヲ示ス、此ヲ讀ミテ感懷アリ〔鹿苑日録〕
寛永十一年（甲戌）

三月二十八日、桃源月忌、添菜〔鹿苑日録〕

元禄元年（戊辰）

十月二十八日、桃源二百年忌辰ヲ當院歴代年忌并諸院年忌記
(梅岑開基桃源和尚二百年忌記)

天明八年（戊申）

五月十二日、来ル十月ノ桃源三百忌辰ノ準備アリ〔相国寺日録〕
(第一部了)

〔注〕
(19) 先稿 (四) 注 (12) 参看。
(20) 先稿 (一) 注 (9) (三九頁) 参看。

(21) 賛詩は「蔭」同日条に「勝變元詩云、芙蓉何意倚秋江、敢与春風桃杏
雙、莫怪花邊楚胡蝶、幽人有夢出紗窓」とみえる。

(22) この月翁の入院は当時の官寺出世の特殊な事例である。月翁は夢窓派嚴
中周疆の法嗣であるが、実際の指導は同郷の建仁寺僧東沼周最に受けた経
歴の複雑な人である。桃源と横川は近江に乱を避ける途中で同地の安楽寺
に寄り、月翁と詩宴を開いた「先稿 (一)」。この南禅入寺は二人が推挙
し、龜泉から僧錄に要請されたものである。ただし月翁は未だ秉払を勤め
ず、臨川寺三会院塔主であった。文明十八年六月に、翌年の冬節に秉払を
勤める請文を僧錄に提出して景德寺(諸山)の公帖を受け、同十二月、臨
川寺(十刹)の坐公文を受け、十九年に北山等持院の住持となる。これら
はすべて南禅入寺以後のことと異例であった。

この間の事情を推測させるのは『蔭』同七月十五日条の記事である。
「予謹白、夏了南禪寺住持退、後住蘭坡和尚可然、一夏二夏亦住持可然、

次三会院月翁和尚未勤入院、蘭坡入院以前月翁先入院事、御免許珍重之由、(羅明瑞智)鹿苑院被白之、可為如何哉、(足利義政)相公御許諾、月翁、蘭坡同年、位次月翁者為上首之由白之、月翁退三会院者、不可有居住之在所、然者先三会兼住事被仰付者可知、兼住事者旧例但有之、当年中可為三会塔主事可知、相公御許諾之、乃伝台命於鹿苑院、(横川景三)小補亦伝其命」とあり、これによれば、夏安居の終了後、前住彦材明倫が退院することとなり、後住に蘭坡が予定されているが、その前に月翁を入寺させようという、横川と桃源の意向を受けて、龟泉が維明にはかったのである。「月翁・蘭坡同年、位次月翁者為上首之由」が理由とされたが、蘭坡が既に文明七年に臨川寺、十一年に相国寺に昇任していたのに比すれば、その資格はむしろ逆である。月翁と蘭坡は同い年であった。『鹿苑日録』(明応八・三・十二条)に蘭坡八十一歳とするのによれば、文明十七年は六十七歳で、桃源より十一歳年長である。この高齢で未乗私そのため諸山位にも昇つていないと憂慮しての处置とみられる。「一夜三日の留滞にても然るべし」と当初から形式的入院を望んでいる点でも意図が明らかである。この割込みについては、二老が蘭坡と親しく、この事情を理解して貰えるという観測もあつただろう。この後も桃源はその晩年に至るまで何かにつけて月翁を推している。その一半の理由が月翁の文才を高く評価したことにあるのは確かである。この時の入寺法語草案を一見した龟泉は「奇絶」と称えている。入院に際し、江湖疏を桂林(徳昌)同門疏を景徐、諸山疏を桃源が作り、当時一流の人々がござつて祝福した。諸役は「上堂禪客宗賀藏主、侍香等伸藏主、小參禪客崇瑞藏主、侍衣芳宗藏主」(九・十七条)であった。これら入院の関係史料は概ね『大日本史料』同日条に收められているが、月翁自身の入寺法語と桃源の疏は不收。「奇絶」とよばれた月翁の法語全文が『糟粕』(東京大学史料編纂所蔵、貴三〇・六)に所収され、桃源の疏は『續翠軒文庫旧蔵』(桃源疏)〔大日本史料〕八一二九一一四二に收める。

月翁はその入寺法語の謝語にあたる部分で、やや異例ながらとくに横川・桃源・龟泉のために紙幅を割いて謝意をのべている。「小補堂上大和尚、王臣欽道、草木知名、為方書上諸日没處天子闕、尋丈地移彼海孤絕宝陀、偶蓮步影嚮此筵、道義誠不輕而重矣、桃源西堂和尚、法中龍象、学者斗山、繙、惠施、五車、讀書之眼似月、微、李白、長句、落、紙筆、如雲、天津十年面、孰不仰而瞻之、龟泉西堂和尚、標霄徹、柳骨顏筋、玉堂雲霧窓出人太蘇於三事之府、金華風烟下準擬赤松於半帆之舟、一株蔭涼、布法需於四海」。自らの人事がこの三者によることを知悉し、三者の立場をそのひとに秀てる特徴を述べて巧みである。桃源については、中国戦国時代の学者恵施たとえて学殖を讃え、「天津十年面」は黃山谷の長詩の中の語であるが、李白の名を挙げて詩才をのべるとともに、李白が長安を離れて兗州や安陸などの隔地に各十年退居したことを連想させて、桃源の永源寺山上での学究生活を連絡させている、と読める。月翁は直後の二十三日に退院し、蘭坡が十月十三日に入院した。

(23) この頃、十月十日より彦龍周興が近衛政家第に於て『古文真宝後集』の講義を始め、勸修寺教秀や海住山高清等が聴聞した。講義は十二月二十一日まで続けられ、一旦中断した後、長享元年五月十日に再開して六月十九日までに下巻第十まで終功した(『大日本史料』八一十七一〇〇、同八一二十一一四〇五)。この当時の公家社会が五山僧の学芸を攝取する趨勢を語る動きである。

(24) 月翁が三会院を退けば居所なしといわれたのに比べて、蘭坡の境遇はめぐまれていたといえる。紀氏の出自といわれ、夢窓の直弟徳叟周佐の法嗣大模梵軌の法を嗣ぎ、徳叟の戒めた天龍寺正因庵を領し、平生は同じく徳叟開基の南禅寺正因庵の中に大模が開いた仙館軒に居住した。仙館軒の檀那は幕府の枢要にあつた大館氏であった(『蔭』長享二・九・十六条)。

蘭坡の特殊な立場を語るのはこの南禅入寺の直前の常在光寺住持の場合である。蘭坡の_{〔山名持萼〕}遠碧院殿十三年忌香語(雪樵独唱)〔集五〕に「爰文明十又七年春十又九日……兼任常在野衲景蘆、焚這香」とみえるので、この年三月には常在光寺に住していいたことを知る。その入寺について『蔭』(延徳二・四・十五条)に興味深い記事がある。

凡常在事者、自住古紫衣老僧住之地也、先是蘭坡和尚、為相國前住望常在住持事、慈照院殿曰、此寺事者、紫衣老僧住之、終焉之處也、今為相國前住望之、不理也、蘭坡云、普広相公御代、才愚極為建長前住住之、先例如此、相公曰、愚極事天下名和尚、普広相公、別而以崇敬之儀如

此、不可為後例、雖、蘭坡、一人事者、可、有御免、於後々不可為例由被仰
(中略)
出、其後茂松、望常在、終無御登用、已前慈照相公如此有御定、

といふもので、常在光寺は南禪寺住持が隠居住持する慣例で別格の寺であった。これを蘭坡は一旦は拒否されながら足利義教時の愚極の例を出してかなり強引に入寺したのである。蘭坡の当時の威勢にたよる姿勢が顯著で、それがこれまでしばしば触れた蘭坡への非難を生む因でもあつたろう。右注(22)でみた月翁への諸老の肩入れは、蘭坡の才を評価する一方で、入寺人事にも意欲をみせる姿勢を視野に入れてのことであつたかも知れぬ。かつて万里集九が蘭坡に叢林の榮と辱とをみた視線は、諸僧の共有するところであつて、月翁への特別の同情は、彼等の屈折した自戒の感情を癒すものであつたことになる。人事は叢林において倫理の表情を帶びていたのである。桃源の同門疏は『大日本史料』(八一二九一—四三)にみえる。

(25) この招きは、十六日に「江州九里氏」が月翁を介して龜泉に「夢記軸」を求めたことについて、龜泉が横川を訪ねて相談した時のことと、龜泉は自分の詩を書いて月翁に渡している。「夢記詩軸書拙詩以還芳軒」とするこの日の条によれば月翁は先の南禪入寺に際して三会院を退いた後、大智院栖芳軒にいたことが知られる。

(26) 『等持寺日件』(長享元・十一・二七条)に「明日乃一初統書記大祥忌也、冬節太迫、縉在今日、營斎、小補・大徳・勝定・永徳・蔭涼・常光皆來会」とある。『蔭』(同日条)には「早旦赴等持寺齋会、蓋統一初小祥忌也」とするが、田中健夫氏の整理によれば(史第四章)、文明十五年に子璞周璋を正使とする遣明使は文明十七年に帰朝しており、一切はこれに同行して、日本に帰着しながら下船直前に死去したのである。長享元年は三回忌に当り、『蔭』記事の「小祥忌」は「大祥忌」の誤りである。彦龍周興の『半陶文集』(丙午藁答誕慶甫書)に「初去年十一月、雖着日本地、未下船物故、人皆沈鬱、初一、口平呑大唐四百州山川人物、而不及吐出之、天其有其所怪乎、命哉、逝者如斯」とその死を悼んだ。彦龍は平生一切と親しく、文明十三年、彦龍を訪れた最初のことを『半陶文集』(八句井雜詩)に「昨晡、之初老訪予廬屋、坐未定、唱五字句、其鋒不可

當也、因求救於養花主盟、々々偶以事不至、句済不成章、且無医無肴、堂上唯清風与明月而已、夜未參半、忽自白水道人、棒一鉢玉屑而至、乃主盟之賜也、遂解咲家貧之嘲矣、歛朴草摸と記している。その詩作に熱心で彦龍を圧倒することもあつたことを告げる。またある時には、初の弟で

天龍寺に掛錫する春熙という美少年と三人で石清水八幡宮に詣で、當時十六、七歳の春熙が詠詩に秀ることを初が喜んだ様子について『半陶文集』二「和人之匀并序」に詳記している(五山文学新集四九二五頁)。初が渡明するに際して万里集九は「統一初南遊、尤可羨、大唐國裡、亦有如是之表物否」(梅花无尽藏六)とのべ、横川は「統一初、吾海東之國一奇物也、(中略)否」(答等持桃源禪師書)とのべて、その渡海の成果が期待されていたのであつた。「物故」の原因も享年も不明である。かつて応仁

の乱を避けて尾張に移った初が、やがて商隊に混じって上洛する途中で、永源寺に仮寓する桃源を訪れたことは、応仁二年四月八日条に述べた。そのことを記した横川の『小補東遊集』(永源寺本)に「初乃玉林天英賢」老人高弟也、天資聰敏、罕見其比、他日玉其成、以光飾玉林之門、其初乎」とするのによれば、初は天英周賢の門人である。天英と桃源の学芸上の交渉については、先稿(2)注(6)、同(3)注(90)に触れた。さきの一初が等持寺の桃源に従学したというのも二師の関係によるものであろう。なお通説では初は桃源の法嗣とされるが(宗派圖)、初は書記の位で物故し、官寺に出世して嗣香を献じるに至らず、関係史料もみられない。

(27) 『補庵京華新集』(文明)書三世仏偈后「凡般安三世仏、必左弥陀、右弥勒、中間觀迦、蓋表過現未仏出世之相也、(中略)花成叔龍興首座、自幼隸名相国、坐視此變、是可忍也、特命工絵三仏於一幅之中、安之花丈丈室、朝夕瞻拜、作在洛下登殿看經之思也、(中略)去歲乙巳、叔龍携此幅入洛、命桃源、景徐与予、各題一偈、以為供養」。この時の三人の偈は次述は横川、弥陀を桃源、弥勒を景徐が担当した(翰林韻)。景徐に叔龍の寿像贊が

ある（同）。

- (28) 月桂は二月九日戌刻に示寂。その遺偈は「老僧五十、一夢顛驚、末後時節、月白風清」（『蔭』同日条）とあるのによれば、享年五十歳であった。『蔭』（同正・二八条、二・十七条）によれば、相国寺住持は季陸梵怡で、月桂首座はその侍衣を勤めた。病床の月桂は季陸の種徳庵に移されて臨終を迎えた。病疾は「癱を患う」とされた（『蕉軒日録』二・二六条）。五十歳で首座位にあり、「才徳躬に在り、一奇納也」と形容された月桂は周囲の人々に親しまれたらしく、亀泉の記事にも「又往種徳庵、訪月桂不例、乃対面、障面涙痕、愚亦無言、滴老涙帰矣、季陸和尚亦流涙送愚」（二・朔条）とみえる。
- (29) 亀泉の和詩は同二七日条にみえ、横川の添削を受けた。横川も和詩を作り、『補庵京華新集』次韻春悼月桂詩に「万年月桂首座、相國寺与予來往、泊乎二十年故人也、而才徳在躬、一奇納也、丙午仲春、一疾不起、書遺偈人皆惜之、況於予乎、作文以祭、賦詩以悼、分之宜也、桃源師有秉炬仏事、公之出處頗未、無余蘊焉、小詩一篇、寿春老韻、助方丈和尚一哀云」とある。寿春の悼詩はみえないが、亀泉と横川の詩によれば、樓・秋・愁の韻による。
- (30) 桃源らが熱心に諸僧の和韻を求めたのは、月桂が惟明・季陸・寿春・桃源等と、その嗣法上の師は異なるが、絶海中津の法孫として同列兄弟関係にあるという同門意識があつたであろう。しかし同時に法兄季陸の下で侍衣を勤めて首座位に甘んじる「才徳躬に在る」人柄が親しまれたことによるであろう。先に初を喪い、今まで月桂の死に遭つた桃源の寂寥について、季弘が遠く堺より書を以て弔慰したそのことによつて、思いを致すことになる。
- (31) 『蕉軒日録』（同日条）に「外郎云、今之官務講文選云、桃源講史記」とする。講義の場所や聴聞者は不明。
- (32) この一件の「跡」というのは不明で、具体的に問題となつたのは位牌のことである。去年安樂光院から天皇位牌六ヶを書き出し、後に「伏見院」を追加してきた。その後この五月二日になつて義政が「光明院」と「崇光院」を自筆で書き出し、亀泉の意見によつて「伏見院」ではなく「崇光院」

の方を択ぶことにしたという（五・二条）。さらに四日に崇光院位牌のことを安樂光院と雲龍院に尋ねたところ両所になく、壬生雅久に質したが未だ返事がなかつた。この間に義政から光明院のこととも調べるようにと命じられた（五・四条）、この崇光院位牌のことについての雅久の報告を桃源が持参したのである。亀泉から光明院のことも調べるように伝言を依頼されている（同日条）。翌五日、桃源は再び両院についての雅久の報告を持参し、また天皇の先祖を弔うならば後醍醐天皇のことを専らにすべきこと、光明院と崇光院は「法皇号」を用いるべきという雅久の言を伝えている（五・五条）。この日大光明寺に両院の「位牌文并年号」を書いて進上するよう命じたが、その返事が六日に届き、「光明院尊儀」「崇光院尊儀」という位牌文と各々の薨年月日と享年が記されている。はじめ年月が記されていなかつたが、蔵光庵に尋ねて記した（五・六条）。前日の官務からの報告では、光明院の薨年が康暦二年としてあつたが、蔵光庵の記録に従つて二年とすることにする（同六条）。この官務の誤記については義政から叱責するところがあつた（同七条）。桃源が官務と亀泉の間を仲介したのは、既に触れたように「先稿（三）注（92）」雅久と桃源とに学芸上の交渉があつたことによるだろう。

(33) この大光明寺住持に関して、鹿苑院主惟明の無定見ぶりが伝えられている。『蔭』（同日条）に、晩来横川が亀泉を訪い、前刻文済がやつて来て、惟明より大光明寺住持となるよう求められたが、只今鹿苑院へ往き之を辞退したといつてたと伝えた。そこで亀泉は、じつは今晚桃源が来て、季陸が大光明寺住持を命じられて、病氣を理由に領掌しないでいるが、強いて督された場合のことを心配している、と伝えたことを告げ、この住持職は数年前から足利義尚が景觀西堂に定めてあり、そのことを昨日集丹をして丁寧に惟明に伝えた。惟明はそれでは當方より景觀を請じることになると云つて、惟明の「遷誕」は之に限らぬことだと桃源に伝えた。桃源は驚愕して帰つた、と話して、亀泉と横川の二人で笑い合つた、というのである。亀泉は「其遷誕実可嗟嘆也」と記している。「誕」は「あざむく、いつわり惑わす」の意で、「遷誕」は、あれこれ言って周囲を惑わすことか。僧録をつかさどる身として言動に期待すべき信用が伴わなか

つたことになる。

(34) 『蔭』同日条に「仍白請高麗船疏事、可白付于可然仁貯之台命有之、乃以茂叔論小補云、高麗疏、以前春陽・景徐見制之、桃源未制、可命桃源、乃雖然可被念弄入寺仏事、然者可為無心乎、不如小補翁制之」とみえる。外交文書の作製は難事であり、五山文筆僧の名誉でもあつたから、龜泉はまだ執筆したことのない桃源の名を挙げたのであろう。入寺云々は後述の桃源の相国入寺に関するもので、この類既に予定されていて、その入寺法語の作製に余念なく高麗疏どころではないだろうから、横川が自身で作るのが最上という意見である。廿八日条によれば、結局横川が領掌し義政に上申されて許可されている。

(35) 了庵は八日に下向。それ以前に景徐が首導して江湖諸友に送行詩を募った(六・三条)。七日条に、横川・月翁・龜泉の詠がみえる。その日、龜泉が横川を招き、共にその場で清書して宜竹軒の景徐に遣わした。了庵は宜竹軒を訪れ、三篇と景徐の詠を合せて持ち帰つたという(九日条)。同日条に、景徐・春陽・桃源の詩がみえる。桃源の詠は「京寺淒涼感卧鐘、此行今有意扶宗、袖中東海若攀例、携取西州置惠峰」とある。「扶宗」については若干の補足を要する。横川の「送大慈了庵和尚之防州詩序」によれば、「蓋謁太守大内府君也、応仁之乱、五峰在洛、蕩無一瓦、独恵日一寺靈光帰存、非府君為之金湯、奚臻妙哉、護教之恩不可忘也。而帰國後未表賀義、於是諸徒相議、差一高僧往諭其事、大和尚首膺其送、無異論焉」とあって、応仁の乱に東福寺のみが旧容を保つたのは大内政弘の恩惠であり、これを謝るための下向であるといふ。いうまでもなく文飾があつて、四月の段階で既に「寺領のために防州に赴く」ことが明らかにされていた(『蔭』四・一二二条)。文明十六年四月に、周防の東福寺領得珍保の年貢不納を訴える書状が季弘に届けられ、十七年正月、大久都寺が督促のため下向していた(『蔗軒日録』文明十六・四・十条、同十七・正・二十四条)。了庵の下向は、これをうけて寺領年貢の交渉のためのものであった。十月六日条の日録に、季弘は大久都寺からの書状で、了庵の恙無きこ

とを知り、「高年留滞云々」と付記している。桃源の「扶宗」とは、寺領経営の現実を指すのであつた。

ところで了庵の下向は、その經營手腕とは別に、やはり学僧としての面目を發揮して注目すべき作品を残している。大内氏の庇護下にあつた雪舟等揚のために、そのアトリエの記「天開図画樓記」を執筆したことである。谷口鉄雄「天開図画樓記について」(『東洋美術論考』所収、昭和四八年)は、この記についての詳論である。文明八年、大分にあつた雪舟の同名のアトリエについて呆夫良心が作った「天開図画樓記」と比較し、「天開図画」の文字が黃山谷等の辞句にもとづくもので、中國伝来の伝統的な美意識を含むことを論じた。了庵の文章は呆夫の文章を踏まえている、といふ。

(36) この時の記事に「桃源喫瓜、不知其數也」とみえ、桃源は瓜が好物であったことを知る。他にも瓜を贈られた記事が多い。

(37) 『蔭』同日条に、横川の偈と桃源・春陽・景徐・彦龍・梅雲の和がみえる。桃源の詠は「經為亡兄手自書、春游憶昨出同車、一毫端上鷲峰会、後亦不終今不初」とある。

(38) 『蔭』同日条に「赴游初軒、星夕前会新居之題、愚草字書之、詩衆巣雲仲璋・小補横川・勝鬪桃源・等持春陽・蔭涼某・宜竹景徐・全功叔・興彦龍・意梅雲・龜元齡・縁葦洲・秉筆岱東雲・桂竺英・陽南嶺・十四員・合詩、亦愚勤之、詩后有宴、(集韻)治具・百倍于恒会、近代非所見及、誠一時之快也、及昏黑皆醉歸、及帰命樹茂叔、令書新居詩十四首、高声唱者一返、同社衆皆聽之」とする。同二日条に横川が龜泉を訪ねた時にこの詩会の題を披露しているので、題者は横川であつたろう。游初軒は相国寺崇禪院内の建物で、『塔頭末派略記并歴代』によると「葦洲等縁、嗣天澤恩、俗姓細川、構寮於崇禪裡、曰遊初」とあるので、この頃に葦洲が新築したのを祝い、また披露のために詩宴を張つたものであろう。葦洲の師天澤等恩も細川氏の出で、崇禪院は、応永二年に卒した崇禪寺殿細川持賢の菩提を弔うために嘉吉年中に夢窓を開基として創建され、当時は天澤が塔主であつた。法脈上の祖を弔う塔所のほかに、こうした俗縁によつて建立される塔所が少なくない。その一例である。詩宴の費用も細川氏から出たものであ

るう。

(39) 入寺に関する史料は『大日本史料』同日条に収める。二月十日の段階で

次の住持金溪梵鐸の入寺が予定されていて、それ以前に割り込んで桃源入

寺が沙汰されたものである(『蔭』一・十条)。金溪の公帖発給は九月十八

日、入寺は同廿七日であったから(『五山伝』)、当初から短期の在住が予

定された功賞的な入寺であったことが知られる。亀泉は先の等持寺の場合

と同じく義政の渡御を望んだが義政は之を断っている(同七・二七条)。

翌々日十八日に桃源が実隆を訪れているのは入寺の挨拶であると思われ、

先の東坡詩講義の所縁によるであろうし(『実隆』同日条)、桃源の公家社

会への親近を語っている。彦龍の山門疏は『半陶文集』に収める。当晩小

参における桃源の横川に対する謝語は『補庵京華外集』に横川が記念のた

めに収録し、その後記で「推舉過実、不敢所當、而久要不忘平生之言者、

獨有桃源哉」と記している。二人の交友を語る。桃源の在住は夏安居解制

後の約一ヶ月の短期であった。退いた後は勝定院に住した(『蔭』同十二・

二条)。しかしこれでかつて学業に専心して諸山位にも陞らなかつた桃源

は、文明十三年に上洛して以後、横川・亀泉らの推挙によつて数年間に

官寺僧としての経験を整えたことになる。この間桃源の側から作成した様

子は全くみられない。強いて拒む姿勢もない。廷臣との交渉も時代の趨勢

にしたがつてのことと、この流れに身を委ねる対応の仕方は自然である。

知識の蓄積をたのんで叢林の体制から離れることもなく、諸グループの詩

会等に参じ、他僧の昇進に配慮を示すなど、体制のなかで緩やかな関係を

保つ平衡感覚をみせている。永源寺山中での長期にわたる克己の時代にみ

る精神力の勁さを下敷きにしたこの順応性は、同時代の万里や南江の曲折

した軌跡と比べると、ネガティブに中世知識人としての骨格のたまし

さを語る。教祖的な過激性はないが、自己の学の体系を確立して体制内に

残留するこの時代の知のあり様を体現した一典型としてみるべきものがあ

るといえる。

なお『蔗肝日録

金溪

徳伯

桃源

東福

普門

及相國

三聖

入寺

事略

見之

とあり、堺の季弘

大叔は十月になつてからこの時の入寺法語をみていく。すでにしばしば確

かめたごとく、仏事法語は筆者の筆力の結晶であり、互いに閲覧して他日

の成果を競つたもので、ときにはおもいがけない遠隔の地にあつた人の書

写や草稿の保存をみるとある。(拙稿「飛島井雅親『周忌拈香法語』」)

後住の金溪はこの年の冬至以後中風に罹り、住持交替を申し出たが、し

ばらくその許可がおりなかつた。『蔭』(文明十九・四・十三条)に「相国

寺住持去年九月入寺、自冬至以後依中風退事白之、御逆修勤行書立供台覽

之条、退事難白之由返答、勤行以後退事頻白之、雖然結制無住持、則太不

可然之由」とする。

(40) 諸師の仏事法語を雜纂した『五山仏事法語集』に收む。慶源道幸の俗名

は未詳。末尾に「文明童^{丙丁}内^{桃源}」とするが、「丙丁」の干支は桃源の世代

に合わない。その直前の文章「丙丁童子^ミ細品評」云々に曳かれた誤記か、

丙申とすれば近江在住の文明八年に当り、當時桃源が近江在の俗人のため

にしばしば作った法語のひとつとなる。「不屑太倉公得少女縋繫」云々の

文字から、漢の文帝時に罪を獲て子女の孝によって贖罪された故事に因ん

で、応仁の乱で西軍に属した俗人かとも思われる。この方が状況に相応し

いが、ここでは丁字に字形の近い丙午の誤写とみて、しばらく十八年にな

けて付記しておく。

(41)

『蔭』同日条によれば、題を「午枕詩声」とし、桃源の詠「主人心水座

皆傾、置枕泰山無市声、午睡醒来咲相語、杏花從此又連城」のみが記録さ

れている。桃源が自ら披露したもので、午時に斎を辞去していることや自

余の詩は覚えずとのべている様子から、詩会はこの日より以前のことかと思われる。

陳祖田の名はこの頃の諸家の文章にしばしば見えて著名な医者であつた。

陳氏の系譜については月舟寿桂「陳有年員外郎遺像」(『幻雲文集』)

が最も詳しい。元末順帝の時、陳友諱は政変のなかで反旗を翻して帝と称

したが明の太祖洪武帝に討たれ、一族の陳順祖は医を業としたが日本に亡

命し、博多妙楽寺の無涯亮倪に師事して台山宗敬の名を得た。応安年間の

(大年宗寿)が正使無涯の副使として朝鮮を訪れた。さらにその子月海常祐は京都で医業を営み、その子が陳祖田であり、道号を有年と称し、居宅

を杏林・睡隱と扁した。その子は友蘭周晤と称した。彼らは医を介して禅林と公武の文雅の会に交わった。応永年中の五山僧による屏風詩のことが『蔭』(長享二・六・十四条)にみえ、薩摩に下向した際の桂庵玄樹の送別詩に洛下諸老の和韻を求めたものが『薩州旧記』に載っている。この二点は『五山文学新集』別巻一、詩軸集成に收め、解題に陳氏の系譜についてもみえる。桂庵との関係は、文明十三年六月、島津忠昌の疾を見舞つて足利義政が下向を命じた時にかかるものと思われる。和歌もよくして長享・延徳頃に正広と親交したことがその『松下集』にみえ、のちに三条西実隆に自集の奥書を依頼したことも見える(『実隆』永正七・六・三十条)。なお文明十八年には堺に季弘大叔を訪れて、その杏林亭詩軸に一詩を寄せることを求めた。詩軸は天隱龍澤が千余字に及ぶ長文の序を寄せ、京師諸老の詩は六七首あり、祖田はこのために下向してきたものらしい。翌々月この大軸が季弘の許に届けられ、季弘の門人がこれを書写している(『蔗軒日録』三・十三条、十四条、五・二十五条)。当時の詩軸の成り立ちを伝える一例で、その意味でも興味深い。また祖田は病弱の季弘のために種々の薬を贈り、その处方を伝えており、春浦宗熙の『春浦和尚金口説』にも良藥惠与の礼として詩を送ったことがみえる。竹田や上池院の場合も同じ様子が諸僧の詩文に出る。医薬の技能に特別の敬意を払った当時の社会感情が伺える。陳氏は遣明使の要員に加えられるなど、対外交渉の実務と関わる側面を持った。渡明記録を保管していた(『蔭』文明十九・正・二十一条)のは、この側面もその家業意識に内包されていためだろう。希世靈彦「居家四本補亡書後題」(『村庵藁』下)は、祖田が秘藏した張即之の書跡にかかる余氏居家四本の石刻の中、遺亡勤儉治家の部分が欠けて、祖田が百計して索めて得ず、遂に一条兼良に書写を依頼した顛末を記した文章であるが、その経緯のなかにすでに並々ならぬ蒐書の家柄であることが語られ、かつ兼良が幼年時に実見したこととして、祖田の祖父大年が細川満元の門に常に出入りして、能く唐言を解したこと、満元が大年の医学に精通することを知つて細川頼之所蔵の聖済總錄二百巻を与えたことが記されている。その蔵書を亀泉に与え貸与したことは日録にもみえる。さきに述べた家柄の特殊性は、家業と家風の他と一線を劃するものとして

伝承されていたのである。多岐にわたる家伝の技能は、真俗、公武の質の異なる生活空間の交差境界を自在に往還することを社会的に容認させることがとなっていた。それは芸能その他の特殊技芸者と同様に、制度的に制約されない緩やかな身分階層に属するものであった。そのような陳外郎と桃源が交渉のあつたことを、この条は語つてゐる。

(42) 齊岳均首座については先稿(注)(3)で、近江慈雲庵開基で幼少の桃源を吾子のように養育した人であることに触れた。その後相国寺慈照院所蔵「慈雲庵之次第」によつて、慈雲庵は桃源の父市村備後守數信の母妙恵禅尼が建立し、その息女齊岳首座が開基となつたことを知つた(『桃源瑞仙に関する新史料』、「日本歴史」昭和六二年一二月)。齊岳は桃源の伯(叔)母にあたる。

(43) 『蔭』同日条に桃源の詠のみを記す。「詩中有仏亦他奴、平日何曾手數珠、不奈晚梅紅欲雪、破袈裟底念那謡」

(44) 『蔭』(同六日条)に見える。彦龍周興が主催したものらしく、亀泉は横川・桃源・高先・寿春・景景・泰甫・文捲・彦龍・梅雲・友竹・東雲の総員の詠を書き留めている。桃源の詩は「九節花前夏五移、蜻蜓飛入道潛詩、晚風欲立綠蒲雨、影似桐江一釣絲」

(45) 『蔭』(同十日条)「今朝勝定桃源詰云、昨日於慧日大慈菴有仏事、神保与三兵衛卒哭辰也、仍作一詩助其兄旭用和哀云、憶君少小寓吾鄉、兄弟恰如鴻雁行、殘淚未乾墳草露、故交髮上結為霜」

(46) 『蔭』(同十一日条)に雲沢軒での聯句が記録され、桃源の詠については「桂云、簷閣無一鳥、勝定云、巢穩有千龜」「樹云、後蒲五已移、勝云、塔存帰仏」とみえる。

(47) 『蔭』(同二三・二四・二五日条)によれば、この秉払書記の人事は足利義熙からの指示があつたらしく、義政はかかる僧院への口入に反対の意向を示し、亀泉は今回がぎりで以後は停止すべきである旨を義熙に言上している。この秉払書記は寺内では了庵桂悟に早く定まつたが、上意であれば是非に及ばずとの住持の意見が侍衣侍者によつて亀泉に伝えられた。義政と義熙の間には時にこうした意見の違いがあつて、東府・西府とよばれる二頭政治の実際を反映している。幕府内部の官寺統制の細部は、政權

の性格を考える上で、他の諸例と併せて別に考えねばならない。桃源がこの件に介入することになった事情は亀泉の日記には記されていない。

(48)

『蔭』同日条によれば桃源の詠は次の通り。「正宗又云、愧題崇寿壁、勝定云、參得正宗禪」「崇寿云、門被熱官煎、勝定云、未濯紅塵足」「梅雲云、宮夢伝遺賢、勝定云、入試孤舟笛」「東云、孰醉詩兼暑、勝定云、相忘道父年」「寿云、雙鬢有醜妍、勝云、西施湖冒姓」

(49) 『蔭』(同十一日条)に「彦龍語云、七夕於勝定院詩会、以牽牛笠為題、楊誠齋牽牛花詩云、素羅笠頂碧羅簷、勝定桃源詩云、頂剪素羅簷碧羅、秋花驛笠向銀花、□□為二星具、烏鵲橋邊風雨多」とあり、彦龍の詩も記載されている。同条によればこの日大智院怡雲軒にも詩会があり、墨牽牛花を題として、景徐と彦龍の詩が記されている。これらの彦龍の作は代作も含めて『半陶文集』二に收める。彦龍の活躍の様子が窺われる。個人の詩文集に收められたかたちでは分らなくなる詠詩代作や詩会錯綜の事情が判明するのも興味深い。この日亀泉の雲沢軒でも詩会があり、会する者二十四人の盛会であった。

(50)

『蔭』(同十六・十七・十八日条)によれば、十六日錦江の同寺退院のことが定まり、喬年が再往することになつたが、横川が之に反対していると鹿苑院より伝えられ、十八日晚に亀泉が横川に確かめたところ、誤解のあることが判つた。横川は一旦桃源の許に相談して、薄暮、横川が喬年を携えて亀泉を訪い、再住の件を議論し、早々に日を押んで同寺方丈に移ることを喬年が承諾した。鹿苑侍衣も横川を訪ねて事情を聴き氷解した、といふ。喬年は二十日晚より再住出仕した。相國寺住持は枢要の地位であり、諸老の合意がなければ寺内にしこりを残すこととなるために、相互に気を遣つたものらしい。横川は寺内の実力者であり、亀泉は人事担当の任にあり、桃源が彼等の間を仲介する立場にあつたことを語る一件である。さきに桃源が東福寺秉松書記の件や慕真一級のことに口添えしたのも、かかる立場から期待されたことであつたろう。桃源の詩文と別の側面が知られる。注(32)参照。

(51) 『蔭』同日条に「桃源同途來、携木毬」とする。「木毬」が錢五百文の異名であることについて、今泉「異名」(『ことばの文化史「中世4」』所

戴) 参看。

(52)

『蔭』同日条に聯句が記録されている。「藤云、先節迎双□、桃云、ト宵借半雲」「樹云、鐘似出花夕、桃云、□期愛葉曛」。なおこの時「二老帰矣」と記され、「招桃源翁□□勸以丹瓜」とするのによれば、もう一人招かれた者がいたらしく、聯句に「龍云」とあるので彦龍らしい。

(53)

『蔭』同五日条の記事で「愚曰、其治具可為大義、各拈提歟、月翁可為一力歟、勝定云、定可為彼一力云々、於是呵々大咲煥」とみえて、大仕掛けの詩宴では出費も大変だろうから、割勘にするのか、月翁の一人持ちなんか、いや多分月翁の自弁でしよう、と大笑いしたというのである。詩宴の裏方がみえて興味深い。

(54)

『蔭』同日条に「桃源題仁山之図、詩有之、話云、閑挿蹇驥何處行、江山多入戰國橫、尋僧若宿宿峯前寺、話到梅花許爾□」とみえる。

(55)

『蔭』同日条に「春陽云、作蝶夢尋隣、桃源云、冬暖黃綿襪」「梅雲云、帰歎園日涉、桃云、美矣膳時新」とみえる。

(56)

十題詩については先稿(注)(40)参照。この年から延徳三年までは彦龍が出席した。

(57)

景徐が「一時勝会也」と嘆じたこの日の詩宴はその聯衆の顔ぶれからも盛会であつて、亀泉も景徐も聯句を詳しく記録している。桃源の詠について『蔭』は「横川云、風坡醉後憇、桃源云、昨拈梅一瓣」と記し、この句が昨十三日の拈香に拠ることをのべて「昨十三日於鹿苑桃源拈香、故句及之」と付記している。

(58) この失態を亀泉は連絡役の周健蔵主が「触落」したものと早合点して、以前にも同じことがあつたことを挙げて「天下之剝者」と罵つた。「えぐりもの」とでも訓むのだろうか。見馴れぬ文字が腹立ちを語る。後に原因はかえつて亀泉の門人集柏首座が連絡を受けたのに失念したためと分る。亀泉の気性的一面を告げ、同時に失念が斎宴の馴れを語るとして、叢林は既に巨大な消費集団であった。仏事儀式に変質した修道のことは描くとしても、かかる日常の消費の上に成る詩文と書画はやはり退廃の色を宿していたことにならうか。あるいは文化史的法則に照して成熟とよぶべきであろうか。本文の斎会・詩宴記事に汁菜、菓子等の数量を留めたのは、その

規模を伺うためである。桃源関係に限られぬ、他の祝祭をふくめてその全体は各記事が表示する以外の意味を暗示するであろう。

(59)

この事件について『蔭』同十六日条に「午後主事納所鶴都寺来云、即刻於当院雪隠前、伊勢備中守被官小倉三田村云者、物部被官由良小者道祖法師打殺之、引出大道置之、可為院之大事云々」とみえ、事件のあらましは明らかである。直接には武家の間の問題で、その故に「自勢州方与由良以内義百合云々」と内談で事態の收拾に当ったのだったが、その結果、伊勢方では小倉を被官から放ち、細川も物部（上原元秀）に属する由良の赦しを得ることになつて両者は了解したが、事件の現場である雲頂院主龜泉に一応由良から事情を説明して無為に事が収まつた。しかるべき武家の関係者にも事情が納得されて落着する。寺域の聖性を確保するための当時の慣例的処置であり、そのため龜泉は陳外郎宅での斎を断念しなければならなかつた。殺害のごとき事件は叢林の文雅の世界の世界の周縁に常に潜在的に存在して、真俗を問わなかつた。その構造が垣間みえる小さな事件であつた。

(60)

遣明使の一件は『蔭』同二十四日条の清書書立によれば、正使仲璋、副使梵初西堂、居座興文首座、陳外郎、国書は横川執筆ということに定まるが、桃源のこの時の反応には注目すべきものがある。遣明使の出航準備と渡航中の長期にわたる労苦は、やや後年の策彦周良『初渡集』『再渡集』に詳細で、こうした事情は既に渡明した経験者によって周知のことであつた。そのことを嫌つたものとも読めるが、他方で国政に参与するこの役は官僧としてある種の頂点を示す名誉の任務でもあり、策彦の記録が語るよう、叢林の修道と学芸の歴史が語る唐土志向の「風土」からみて、机上の知識を現地で確認する恰好の機会でもあつた。さらに明の文人たちとの交渉はその詩文墨蹟や文物を直接入手する好機でもあつて、この自明の役得は捨てがたいものがあり、そのことについても策彦の記録は詳さである。桃源はこれらのすべてを一言を以て拒けたことになる。すでに文明十八年五月、高麗への疏作製を義政に命じられた時にも之を拒否している（同二十六日条）。

(61)

この日の聯句は正宗が東雲の句を聽きたいと言ひ出したもので、龜泉が

筆硯紙を取寄せて記録し、その懷紙を正宗が持ち帰つたのである。桃源の句は「春容云、軟語鶯猶嫩、勝定云、艷詩燕亦妍」

(62)

この詩題で彦龍の詠が『半陶文集』二に收め「月翁・桃源見過」と注記があり、桃源の詩話雑錄である『蕉窓夜話』（続群書類從第三十二輯下、五六六頁）に「此詩題ハ二月始ニ、彦龍ノ處テアツタソ」とみえ、月翁の詠詩もみえる。「二月始」が何年であるかは判然としないが『半陶文集』二の詠は、『蔭』（長享二・二・七条）に記事がみえる「梅花年後多」の直後にあつて、同三月以前の作と思われることから、この年二月始めの詠とみてここに掲げる。

(63)

『蔭』同日条によれば、この席で鹿苑院主惟明が焼香を了つて後、陞座の蘭坂の上座に位置したことが話題となり、「無法之事也」「侮蘭坂如此云々」と批難された。惟明の作法上の誤りとされずに蘭坂に対する恥辱と把える雰囲気のなかに、すでにみた蘭坂への叢林内部の反感と、蘭坂を庇おうとする龜泉の、おそらく横川・桃源・景徐等の組する、対立的感情とが窺える。叢林の人間関係は塔頭主義による法脈的関係のほかに学芸詩文の世界での学統・友社の関係が交錯しており、後者は寺院經營の実務能力とは異質な学才詩才の評価に基づく独自の親近関係があつて、ある種の排他的雰囲気を生んでいたことが考えられる。

(64)

『蔭』同日条に「又崇寿院桃源和尚以此書立白言、当院主仲璋為正使之故可退、然者後住仁以内縁非其仁才可相望、不可然、為御相伴之衆故、拵其仁才可為住持之事可然、々者桃源和尚尤可然、定可令固辞、雖然為上意堅被仰付者可然、相公曰諾々」とみえる。遣明正使に任命された仲璋の後に崇寿院に入るべき者の選定を諮詢したもので、「内縁」云々は、このかぎりでは具体的にどのような人脈を指しているのか未だみえてこないが、少なくともここでは「其仁才」に対置されて、客観的に容認しえない場合も含む私的関係による人選を避けようとする意図が明確である。とくに崇寿院が將軍家の相伴衆にあたる寺格で、將軍の寺院渡御や法会臨席が政治技術の一環であるときに、その人選は留意されるべき課題であった。義政が内縁に対して器用の論理を対置したのは、未秉払者の官寺出世や臨川寺の坐公文を忌避したのと共通する。寺院内部の自律的規範維持がやがて將軍權

威につながることを明確に把えていたといえる。義政像をみる上でも興味深い。そして桃源が勝定院の後に、横川・仲璋の人脈をうける崇寿院主として推されるべき仁才とみなされ、しかも一応は辞するであろうことまで見通されているのは面白い。やがて問題化するごとく、崇寿院には和泉守南庄を院領として、その經營をめぐって畠山政長と対立する難題が存していた。

(65)

『蔭』同日条「晩来小補翁來云、崇寿院主未定者、可預登用旭峯、蓋廷材所望也、愚云、去廿二日自東府被定桃源、未報鹿苑院、小補云、桃源登庸尤可然」。旭峯も廷材も横川と同じく夢窓下慈濟門派に属する法系上の兄弟である。横川が旭峯を推挙してきた理由は明らかでないが、先の「内縁」は、あるいはこの横川周辺の後住希望の動きを指していたのかも知れない。龜泉はこの間の事情を知つていて機先を制したことが考えられる。

人は蔭涼職の主要な職務であった。

(66)

『蔭』同日条に桃源の詩を載せる。「桃源云、九節菖蒲花幾年、瓦瓶破曉洒芳蘚、老來偏有養才意、延及明窓石上仙」。他に諸老を請じた様子はない、おそらく院内に限る私会であったらう。彦龍の参加は正月十題詩との関わりがあつて「門中」に属することによるだらう。

(67)

彦龍の代作については、朝倉尚「禪林における『代作』について—門生としての彦龍周興の場合」(中世文学研究、昭和六十三年八月) 参照。

(68)

『蔭』同十二日条にみえる。翌晩、彦龍が龜泉を訪い、雑話する中で話題になつたことである。聯句については「横川有句云、老鬢敲丈席、相場不益茶、桃源云、両禿成叢社、廬山五咲花」とみえる。この時実澄の題画詩が紹介され、「積雪半空山一層、茆簷相對鬚鬍鬢、往還路熟前村寺、欲問為梅持呪僧」とあり、「僧と云うと雖も之に及ばず」と激賞された。「鬚鬢」(ほうそう)は髪がみだれるさま。実澄と横川・桃源等の交友は亂後の近江在住以来の親密なもので、その概要は、延徳二年七月に横川の作った「小倉左近將監隨縁居士寿像贊」を要約している(『補庵京華外集』上、五山文学新集第一巻、七八五頁)。その中に、永源寺靈仲禪英の塔を拝して衣盃を受け、文紀正綱の字諱を得たこと、実澄の居室牧松斎の記を桃源が、横川も住した識廬庵の記を横川が作ったこと、騎射を多賀氏に、歌鞠

を飛鳥井家に習い、平生作る所の詩歌を成巻して『昨薄残葉』と称したこと、その詩藁を横川に寄せて添削を求め、その證詩に一条兼良が和して付録としたこと、横川の東遊集中に載せた実澄の詩を見て、瑞溪周鳳が「詩皆好し、微言皎日、華と謂うべし」と称えたこと、寺院に出入りし、寛夫元宥・柏舟宗趙に親炙して内外の学を得る所多く、有髪の僧とよぶべきこと、桃源に大惠書の講義を受けて座右の書としたのは宋儒朱熹が晩年の箋中に大惠語録一編のみを所有したのに倣うのであつたこと等を述べ、文武兼備の人であつたことを賛嘆している。この日は久しうりの対面で、右の僧も及ばずの評は一時の褒美にとどまらず、積年の評価でもあつたことになる。なおこの実澄の相会記事は後の七月三日条にもそつくり重複してみえるが、六月十三日条にこの条にある彦龍の葛川下向の関連記事が出るので、六月のこととみるべきで、七月の条は錯入であろう。

(69)

『蔭』同日条「宗管有句云、扇秋無剩暑、勝定云、枕午有清風」

(70)

『蔭』同日条「芻源云、公德涼天下、勝定云、吾生間水浜、(略) 芳洲云、幾字排空鴈、勝定云、十年行地鱗」

(71)

『蔭』同日条「有水古清今亦清、由來依汲立廉名、似知賢主与人樂、琴筑邊簷終日鳴、蕉雨」

(72)

『蔭』同日条「(功叔云、待月推残暑、桃源云、望風接上流」

(73)

『蔭』同日条に(正宗龍統)「和尚云、小補健忘近日如何、答云、太忘却、平生与人

之云々」とみえる。さすがの横川もこの年六十歳となり、健忘ぶりが内々噂にのぼるようになった。「太忘却す」といい、あれほどに詩作に興じた横川が題詩に「近日は太だ頭をふる」という。気軽に承知しなくなつたのである。それにしても老人達はしたたかである。正宗の、近日病氣になつてからは「文字の氣」が鼻に入つて顔がしわだらけになる、との軽口には余裕がある。横川の詩文集では『補庵京華外集』上下がこの年以後の作を収めて、その量からいっても、依然として健筆とみえる。ただ、桃源の周辺にも漸やく老いの影が濃くなってきたことは確かである。『半陶文集』における彦龍周興がこの前後に横川・桃源の代作をすることが多くなっているのは、この年三十一歳でその文才学識を二老に寵愛された彼を特

訓する教育的配慮によるとも考えられるが、執筆の勞が身にこたえるようになつた師の側の生理とも無縁でないだろう。その彦龍は、桃源示寂の翌年、延徳二年正月の義政の死去に際して、鹿苑院侍衣として、その葬礼の経営に多忙を極め、『慈照院殿諒闇總簿』というすぐれた記録を残して病を得、さらに延徳三年二月、病を押して足利義親の足七日忌陞座の禅客を勤めて、その後、六月三日に、横川に先んじて三十四歳で示寂した。桃源がこの悲哀に遭わなかつたのは幸せである。

(74) 崇寿院後住の件は膠着状態となり、亀泉も桃源の辞意に賛同しながら、自分から事態を拓く積極的な動きはみせず、僧録に一任するかたちになつていて。六日条の調阿宛書状にも「後住事者為上意雖被定置、于今無領掌候間、此五ヶ月者無住持候条、当年事者先可被閑候哉、返々非松草御折我等無沙汰候」と苦しい表現をしており、この日の桃源との会話は「崇寿退事先々大概辭而可被置、左衛門督殿彼南庄事不可渡、一段可料揃之由、昨日景雪物語、桃云諾々」と記されている。

(75) 『蔭』同日条に「以冷泉殿被仰出旨、崇寿院迄未無住持被聞召及、然間以楚岫長老可令住持、以書立見示之、愚云、自去二月以桃源被定置、雖然依院主事相違于今不移、院領御成敗有之者、雖為何時可移、先別人之事者不然云々、相公曰、院領相違云意旨如何、愚云、堺南庄事當知行之處見為御料所、然者院領此在所之外無之、如何可移哉、此在所事有御成敗乃可移云々、相公曰、彼在所事泉州兩守護不去渡之故、号料所彼在所可渡之計略也、以故代官職事亦被仰付伊勢也、為寺家可然様之御心中也、諸寺院之事被仰付處、依何事為料所可有御受用哉、寺家之意得、与上意相違也、院主移者乃自伊勢方去年当年分可有寺納也、早々可移之旨可命云々、愚云、伝台處者定不日可移、万固辭白者、其時者別人亦可被仰付云々、長塩又四郎号庄主之代令違乱、緩急之子細也云々、愚語冷泉云、寺家僧与又四郎謀略之子細有之由、有其沙汰云々、(略)於殿中面伊勢上野守、愚伝語汲古云、崇寿院主之事嚴重被仰出、桃源和尚定応上意可移、珍重由云之、(略)遂往小補、就崇寿台命嚴重由語之、乃招桃源於小補伝崇寿之命、桃源云、必應台命不日可移云々」とみえる。

この記事によってこれまでの南庄をめぐる動きの意味が判然とする。義

政が料所としたのは両守護の動きを封ずるために、名を棄てて実を取る計略であること、院主が移住すればすぐに去年今年分の得分を寺納する積りであることが伝えられたのである。亀泉は料所の名のもとにかかる処置ができるものかと一応念を押して桃源の移住を命ぜべきことを領掌した。守護の思惑の裏をかいて、軽業にも似たあざとい方便が伊勢守との間で工夫される義政の権力には、何か孤独な雰囲気すら感じられる。ともかくこの妙手が成功するかどうかは別にして、桃源はここに至つて移住を決意せざるを得なかつたであろう。幕府の官寺保護における寛容と桎梏の本質が集約的にみえた瞬間ともいえる。

(76) 『蔭』同日条に「愚語云、南庄之土貢、自往古七百卅貫文寺納在之、先年有地下錯亂之事、地下人過半移住吉浦、以故土貢減少而四百貫文寺納、

甲斐庄為代官、(政長)其後松波三河守為代官、皆四百貫文寺納、以其例畠山左衛門督殿為代官四百貫文寺納、去年左衛門督殿上表云々、然間前住仲璋和尚成補任於紹宣都寺、如先規七百卅貫文可寺納之由命之、彼在所無地田、以屋地子為土貢、家數一乱以来倍上古、然者土貢亦可倍上古分宜也、豈減少為四百貫文、於後々被成補任者、如上古可為七百卅貫文云々」とみえる。これによつて南庄年貢が屋地子によるもので、地下人が減少した時は四百貫文に減じ、畠山政長もこの額で契約していたが、前住仲璋が紹宣都寺と契約した時は旧の如く七百卅貫文にしてゐること、今後もこの額で契約すべきである、といふのである。これによつて堺南庄分として崇寿院に寺納される額が判明する。亀泉の論旨と指示は明快である。

(77) 『蔭』同日条に上堂法語を記録する。「茂叔自上堂帰話云、祝聖香語云、山百億海百億(与雜華界齋同隣封)花三千寒三千、与蟠桃樹俱保睿算、索話云、震旦燈燒元夜、日域燈燒中元夜、若有問光影邊、老僧今日口啞、改、張繼聞半夜鐘云々」

(78) 『蔭』同日条「東雲乃云、添花方丈雨、上方云、於樹万年春」「東云、黛吹越白蠶、上方云、為師梅一瓣」「英云、甘露今推二、上方、恩風又遇新」

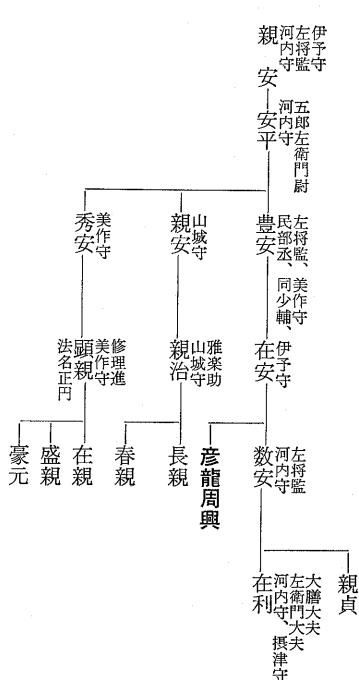
(80) 『蔭』同日条「東雲云、韓百城南句、桃源云、陸千渭上翁」

(81) この彦龍祖父について、横川の「花下感旧」詩に「三月廿六日、過彦龍
藏主里、吊亡父菅某」と注記があるので、彦龍の父であるかと思われる
が、『蔭』同二十一日条に「彼亡者九十四歳、前戸部泰岳豊公禪定門、々
々々之子孫百十三人有之云々」とみえるので、年令と子孫の数からも祖父
とするのが正しいだろう。これらの忌齋の記事は不詳のことが多い彦龍の
出自を知る上でいくつかの新知見を与える。これまで彦龍と祖父について
は「菅某」とあり、偈中にも「愛梅丞相」とあるから、一応菅原氏とい
ふ事になつてゐるが、実名をも法名をもあらはさない所を見ると、微賤の
人であると見える」(『五山文学新集』第四卷、彦龍周興集解題、昭和四五年)
とされ、その後に「父は菅原氏という。下賤の生れと伝えるが、祖父
は前戸部泰岳豊公禪定門という法号をもつ「前戸部」という官職名までつ
いているから、下級公家の族であつたのではないか」(玉村竹二『五山禪
僧傳記集成』、昭和五八年)と訂正される。依然として石井河内守との関係
は不明のままであった。しかるに、仲村研「九条家代官石井氏について」
(秋山国三先生追悼会編『京都地域史の研究』所収、昭和五四年)によれば、
この論考には彦龍との関係は一切触れられないが、九条家代官である
石井氏と彦龍が実は血縁関係にあることがわかるのである。以下にその要
点を述べる。仲村論考によれば、東九条荘下司職相承系図に、東九条庄最
初の下司職に石井氏先祖の伊予権守利宗が補任されたことがみえ、文治二
年(一一八六)、菅原貞利が嫡男景利に充てた下司職譲状が初見として確
認されるという。石井氏は菅原氏の出であつた。その後南北朝頃の親安の
代には、東九条荘下司職のほか、東寺領八条院町所務職、同寺領山城国押
師莊下司職、若狭國太良莊預司職も請負っている。その親安の三男安平に
豊安・直安・秀安の三人の男子があり、各々の子孫が石井三流と称され、
いすれも東九条に居を構え、東九条荘下司職を相伝する豊安流が惣領的立
場にあつた。豊安は永享・文明頃の人で民部丞であつたという。民部省の
唐名が「戸部」である。「前戸部泰岳玄豊禪門」という法名に「玄豊」と
俗名の一字が入つていてことからみて、彦龍祖父はこの豊安ではなかつた
らうか。とすれば、彦龍は、豊安の子在安の子息で、長享・明応頃の河内

守を名乗つた数安と兄弟ということになる。数安の子息が大永元年(一五二二)

主家の九条尚経によつて殺害された在利である。一方、直安の一流は代々山城守を名乗り、「美作守」を名乗るのは秀安の一流である。二十
六年条に出る「石井美作守」は、秀安の子で、数安・彦龍の叔父にあたる
顯親かと思われる。直安の子親治は文明頃の人で、九条家僕であると同時
に細川氏被官であった。このように、石井三流は九条家とその管下の寺院
代官職を所有し、東九条を本拠として周辺の代官職を兼帶して、摂関家家
礼と有力武士の被官を兼ねる下級公家に属したのである。これによつて、
二十六日条の、泰岳玄豊禪門月忌斎が石井河内守宅で嘗まれ、ついで石井
美作守宅に赴いて詩宴を設けたことの、地理と人脈の関係が理解できる。

仲村論文の石井系図をもとに彦龍との関係部分を抄出すれば次のようにな
る。



(82) 『蔭』同日条「小補云、無雙亭上会、春可在瓊花、桃源云、第一泉中

品、雪堪試荀茶」「小補云、樽因酌酒窓、桃源云、鬢絆臣結刻」
(83) この日の詩会はいわゆる叢林友社の詩会の標準的なものであり、朝倉尚
「禪林における詩会の様相—友社の詩会—」が、この会を主な素材とし
て、当時の詩会の準備から当日の経営に至るまでの詳細を具体的に整理し
てある。これを基準としてその他の詩会についても史料に記述されない部
分の推測が可能であり、その略式とみることもできる。なお、龜泉が雲頂

院内に私の居室として松泉軒を造立したことが『大日本史料』同七月二十
八日条にみえる。

(84) 〔『蔭』同日条「秀峰云、花紅松独醒、桃源云、鬢綠柳能梳」〕

(85) 景徐が桃源頂相のことと思いつたのは、この日見舞つて、病疾の軽か
らぬことを認めたことによるだらう。この時の肖像は現存しないが、幸い
に、おそらくはその画像が損傷したためである。寛永四年の正忌にあた
つて別宗祖縁が文室座元に命じて描かせた画像が相国寺慈照院に残され
て、その容貌を伝える。先稿(一注)(3)の部分に挿入図版として掲げたの
がそれである。もとの図は横川が著贊し、祖縁はその横川景三の旧贊をそ
の儘写して、その旨を識語に「縁、既守師塔四十一年、今在二百余年之
後、景仰道風、猶如泰斗、故令文室座元再繪遺像、謹錄旧讀於其上、而充
梅岑精舍永遠供養、奉以酬慈蔭矣」と記している。別宗は加賀前田綱紀
(松雲公)と関係深く、その好学を助け、慈照院現藏の史料群には彼の手
によつて編修、修復されたものが少くない。横川の贊は『補庵京華外
集』上に收め、延徳二年十月二十八日の一周忌に執筆されている。桃源の
生涯を概括し、自分との交友のあらましを述べて、これまでの年譜の条々
に確かめた日常の些事がその行間にあることを思いやるならば、その終尾
の「嗚呼、師今則亡、予已矣哉」という慨嘆には横川の深い懷いがこめら
れている。著贊のための余白は、追悼の詳細を語るのに余りに狭少であつ
た筈である。

(86) この訴訟の一件は、叢林生活における詩会の位置と、その結社活動にお
ける「社中衆」と「維那衆」の潜在的対立が表面化したものとして注目さ
れる。訴訟の過程で主張された両者の論理は、この訴訟が官寺として弛緩
を示した寺中の自浄作用であったことを語つてゐる。住持である春陽は別
として、月翁と桃源が当面の訴訟対象とされたのは、月翁の最長老である
こと、桃源には因習を離れた柔軟な理解を期待したのではなかつたか。才
能無き者の俗縁に依る採用の実例などいくつかの問題が明らかにされた
が、余りに複雑な寺中の体質は革新されるに至らず、義政の裁定によつて
鎮定された。この間の桃源の対応は他の二老と歩調を合わせて状況の展開
に順応する隠やかなもので、積極的な加担も固陋な抑圧的姿勢もみられな

い。病床にあって、義政への礼参をも辞すほどに体調の悪かつた桃源の疾
を進めた事件である。桃源に代るかのように両者の間を介した景徐の動き
が注目される。朝倉尚「禪林における詩会の様相—相国寺維那衆強訴事件
・内衆の詩会」(『中世文芸』昭和四八年一月)、今泉『花上集』について
(『東京大学史料編纂所報』第18号、昭和五九年三月) 参照。

(87)

崇寿院退院後の居所がどこにあつたかは実は明記されたものがない。示
寂直後に人々は大徳院に往き焼香していることから、病身を最愛の弟子景
徐に委ねて、その塔頭である大徳院内に居たものと思われる。『相国寺塔
末派略記并歴代』には、桃源開基として慈照院内の寮舎で、寛正年中に建
立されたという梅岑軒を擧げているが、最晩年の記事にはその名がみえな
い。維那衆訴訟事件の時も一時崇寿院を退いて大徳院に身を寄せている。

梅岑は桃源の別号であり、近江永源寺山中の居所を梅岑軒と称した。後
年、桃源と同族の相国寺住持となつた有節瑞保が景慕して梅岑軒を称した
ことで、梅岑軒関係の史料に混乱が生じたことが考えられる。

(88) この頃、堺南庄代官職の件は依然として未解決のままで、やがて訴訟問
題が再燃する時がくることを予測して、証拠文書として後住の崇寿院主に
伝領するために一旦蔵涼職に預け置いたのであらう。御料所として確保し
た年貢を寺納するという奇手は義政の健在な間は有効であつても、その後
の保証はない。争論の際に、長享三年三月二十三日の惟明以下長老二十八
員、景徐以下西堂十七員、都文二員、計四十七員連署の状は相国寺一山の
意志を示す文書として重要書類となる筈であった。果して、義政の死後、
延徳二年九月十三日、十四日条に、この問題が再燃して、この訴状が参考
されることになったことがみえる。死期を悟つて退院する直前に斎会を營
んで諸老に謝意を示した準備といい、この重書の処置といい、桃源の用意
が周到であった。

(89) 〔『蔭』同日条に引く祭文中に「前年冬哭桃翁、今年又送此郎、其餘六七
子、鵬舉而龍驤、十新之間、皆不幸而亡、雲天万里、折翼不翔、況此二
老、位升大方、有衆誰領、有徒誰匡、於戲、造物之於人，何其害于善良」
の文字がある(『翰林胡音集』)。その交渉の繁かりし往時を回顧して、春陽の
死を悼むことは同時に桃源を回想することであった。〕

(90) 先稿(一)注(40)（四九頁）参看。その後この識語が東京古典会『古典籍下見展観大入札会目録』（昭和六一年十一月）No.五七に「金輪王陀羅尼呪図会」として図版で紹介されていることに気付いた。奇遇である。

(91) 先稿(一)注(40)（四五頁）参看。
・尼呪図会
・藤原職亀泉集証などの官寺の中枢部分や他寺の友社との交わりをもつて、そのとくに親密な友人たちとの交友を中心に、鹿苑僧録惟明瑞智

おわりに

文明十三年の上洛を境に第一部と第二部に分けて、第一部では、近江永源寺山中で史記と周易の研究著述に専心した生活を確認した。また桃源を中心いて、応仁の乱を避けた四散した禅僧たちとの交渉を見る上で、交友の人脈を確かめ、山上での生活が永源寺の僧との間に、親密な情緒的共同体を形成したことを見た。またそれらの研究の系譜をたずね、どのような学統に属するものであるかについても確認し、それによつて、桃源の研究が、中世漢学の全体のなかでどのような位置を占めるのかについて展望することを試みた。その結果、桃源その人が、新村出のいう「一村学究」にとどまらぬのみならず、むしろそれらの研究の最先端に位置するものであることを知った。これらの作業の基礎になつたのは、横川景三をはじめとする禅僧の詩文集や、これまで歴史学では利用されることの少なかつた「抄物」、とくに『史記抄』『百衲襖』の識語である。桃源の日常を記録する日記に等しい記述を含むもので、これによって乱後の永源寺山中に退居して研究に没頭した一学僧の私生活が僅かに確かめられたのである。またこの間に、桃源周辺の研究学習の痕跡が残る典籍が江戸幕府の書庫に伝えられて、宮内庁書陵部に現存することに気付いたこともある。

第二部では、京都に出てきて以後の桃源の生活をたどった。勝鬘院・勝定院・崇寿院等の塔頭を転々としながら、その間に等持寺・相国寺などの官寺に昇つて経歴を整える一方で、毎日のように繰り返される斎会

や詩宴に加わって、周囲の友人と交遊し、ときには公家社会との交渉もみせて、上洛以前の生活とは一線を劃するものがあつた。ここでも横川景徐らのとくに親密な友人たちとの交友を中心に、鹿苑僧録惟明瑞智・藤原職亀泉集証などの官寺の中枢部分や他寺の友社との交わりをもつて、当時の第一級の詩文僧として活躍した姿をみることができる。この時期における基本史料は『藤原軒日録』である。その記事は藤原職の公的記録であると同時に記主の私的生活の記録でもあって、この時代の五山僧の生活と幕府の官寺政策のほとんどすべてが集約されているが、そのなかにあって、桃源の生活はとくに破綻もなく、ときには個性的な表情をみせながら、他の諸僧と相似した生活を送つたことを確かめた。

このようにして、桃源の一生は、前半期のきわめて独創的な学僧としての生活と、後半期の京都五山の喧嘩のなかで日々を送つた平均的な官寺僧としての生活とに二分される。

桃源瑞仙の名はこれまであまり知られてはいらず、辞書にも名がみえないことが多かった。『史記抄』などに関心をもつ人々にわずかに知られているにとどまつた。筆者自身も、昭和四九年三月に刊行された『大日本史料』の伝記条の編纂にかかることによって、その細部を知るようになつたのである。その後も、活字となつた史料の初步的な誤りに首うなだれながら、今日までの、筆者にとっては短いとはいえない時間を、その日々の軌跡をたどる作業にあててきた。年譜という形式をとつて問題史的な論文形式をとらなかつたのは、この未知の大器を論ずるにはまずなすべき基本的な作業であると考えたからである。しかしながら、ひそかに

は、その生涯におけるいくつかの時点に微妙に表面化した問題を、その時点を核として、どれほどに全体的拡張のなかで要約的に展開できるか、という期待があつたからでもある。これを叙述するには注の形式が適するであろう。桃源が山上で過した時間にはいまだ届かないが、やや

足早ながら年譜を了えて一応の区切りをつけようと思う。稿を進める過程で明らかになったことや示教を受けて補訂すべきことが少なくない。それらを含めて今後の課題は山積している。示寂までたどって来て、いさぐに桃源その人を論じるのは無謀に等しいが、終わりにあたって付け加えておきたいことがある。桃源を他の詩文僧と区別する指標とすべきいくつかの要点についてである。

大島利一の評するごとく、桃源の『史記抄』は、他国歴史を研究するにあたって、まずその国の史籍を訓詁的に理解するという原則に拠り、さらに一步をすすめて、これを他の史書の記述と比較してもっとも妥当な史的事実を確定するという、歴史学の方法によるものであった。その叙述の実際においては、訓詁はときにも脈を離れてその典拠の深海を回遊し、あるいは俄かに身近の些細な経験や観察に引き戻されて、曲折するのではあつたが、骨格としては明らかに考証の筋道をたどっている。歴史文学ないしは史論風の記述とは質を異にするものであつて、桃源と周辺の研究を取り入れることによつて、日本史学史はやや振幅のあるものになるだろう。

かかる方法は、必ずしも桃源の発明によるものではない。そのことは彼以前に存在し、その系譜に連なった学統の存在が物語ついている。しかし、現存するかぎりでは、それらは史記・周易等の部分的研究にとどまり、全体に及んでいない。桃源はこれらの分散しようとした部分的蓄積を集大成して、学としての体系化に努めたのである。この体系への意志が桃源の示した知的関心に、個性的な表情を与えている。訓詁と史書記述の比較作業は、極小部分としての文字・語彙への沈潜とやがて極大としてのテキスト全体への拡散を志向して、その両極を反復往還することを意味する。韻文としての詩が幾多の古典の重層的引用に充ちていながら、なお定型と押韻への集約性を本質とするのに対し、抄物とよばれ

る研究は散文的拡散性を本質とするよんでもいいだろう。桃源は散文の人であった。

桃源もまた生涯を通じて詩を詠じ、十題詩の場合のように門人の稽古のために積極的に課題を科した。日常的に各所の詩宴に参加したことでもみたごとくである。ときに賛嘆されることもあつたが、同時代の詩人名鑑ともいべき『花上集』『北斗集』『中華若木詩抄』に名を挙げられることはなかつた。あれほどに親密な友人であつた横川の手に成る『百人一首』にも收められなかつた。そこには正宗龍統・桂林徳昌・惟肖得岩・了庵桂悟・月翁周鏡・景徐周麟・蘭坡景蘿・瑞溪周鳳・希世靈彦・心田清播・南江宗沅・萬里集九・天隱龍澤・横川景三らの名が連なつてゐる。彼らは詩・文章や講説にも秀でていたが、桃源の詠詩も日常の詩宴において彼らにとくに劣るものではなかつた。にもかかわらず、これらのアンソロジーに桃源の名がみえないのは、その水準性によるもので、桃源の詩はそこに至らなかつたと考えられるかも知れないが、そうちではなくて、当時の人々の眼に、桃源の名は詩によつて記憶されるよりは散文、とりわけ学の世界において記憶されるべきと映つたことによるのではないか、と考える。月翁の南禅寺入寺に際して、謝語において桃源を語るのに恵施になぞらえてその学殖を称え、暗示しようとしたことである。

作詩に要するほどの情緒性に欠けていたということにはならないだろう。深瀬基寛のいう「詩の本質は青年的なものではなくして、死さへも越へる感性の成熟といふこと」であり、「大詩人もまた力士とともに堂々たる體軀が似合はし」く、「青年必ずしも美でなく、老年も決して醜でない、人生は老若を問はず、同じやうに醜でなくば同じく美である」のであってみれば、年譜にみた桃源は、万里や蘭坡の理解にみたごとく、人間と人生を知悉して詩人としての素質を備えていた。あるいは永源寺

山上での、横川さえが耐えられなかつた僻地の寂寥のなかでの、孤独な学への沈潜そのものが、逆説的に「感性の成熟」としての詩人的資質を告げてゐる。桃源は、しかしながら、散文世界において努め、才能を發揮した。韻文の集約に示し得た筈の集中力と想像力を、散文の拡散に賜けて展開し、余人の果し得ない成果を挙げた。そう観察すべきではなかろうか。桃源がもっとも精力を傾け、昼夜を替えて掘穿した部分を、ひとびともまた桃源の真髓として理解したのである。

学的手続きにおける集中された検証の精神にとって、すべての出来事と眞実はテキストの内に存在して、学としての時間は、外界がいわば仮象となる瞬間でもある。この仮象の時間はしかし、筆をおいて、京とその周辺に展開した争乱の推移を見守り、諸将の向背に喜憂することを妨げるものではなかつた。桃源はしばしばテキストのなかから教訓を引き出して、これを現実の事象に当てはめてゐる。古今を通じて変わらぬ人間のあり様に思いを潜めることもある。いわば歴史のたのしみというべきことであつて、社会的 existence として、いつたんテキストを離れた時には、自己をとりまく時間に回帰してゆく必然のこととに属する。テキストの世界に身を没している時も、これに類した言及がない訳ではないのは、抄物というスタイルのもつフレキシブルな部分である。

古典学が現実からの遊離のがれられない所以であるならば、五山の学が外交文書の作成や真俗の仏事法語に活かされて反つて社会的な有効性を持ったのは、この時代の特色といえる。しかしながらその代償も決して小さなものではなかつた。叢林は、詩文学芸の隆盛と引き換えに、本来の修道の実体を失つていつた。室町中期にはその技術の一部であった書の外典学習が内典を圧倒して、桃源の場合も、一方で首楞嚴経など内典への関心を維持しながら、外典の学習につとめたのである。修道の影は日常の慣習的な行事や夏安居、入寺儀式などに僅かに残され、たとえ

ば禪宗の眼目である公案について「公案ヲ案スルナントト云ハラカシイ事ソ、無明ヲハ長スルモ用ニ立ツ事ハアルマイソ」(『勅規桃源抄』)といふところまでいっていた。この時代の基調にどこで歯止めをかけるか、あるいはその意識をもつことについても、個人に委ねられていた。

このジレンマについて、桃源は、葬儀などの仏事については真俗を問わず務めながら、出世間から一線を劃する俗権の世界に足を踏み入れることを止まることでバランスを保つていた氣配がある。幕府の外交文書の作成を拒否したのはその例である。瑞溪・横川・景徐らが健筆を揮つたのと対照的である。

年譜にみたように、遣明正使に推舉されながらこれを峻拒したことがある。「死すとも渡るべからず」という厳しい拒絕であった。一蹴したことと伝える記事は簡潔であつたが、この激しさに桃源の真骨頂がみえる。煩雜な人事、長期にわたる船旅、彼地での役人との交渉、明帝との謁見等が当然の任務として予定されていたから、我々の知る桃源ならば嫌うであろうそのごとくに拒絕したのである。崇寿院主となる時に、院領堺南莊代官職についての訴訟を嫌つて、ついに義政の裁断を引き出すところまでねばつた、あの強情さにつながつてゐる。外交といい、院領訴訟といい、権力にかかる部分の世俗から身を曳く姿勢に明快さがある。十数年郷里である近江にありながら、一度も故郷に立ち寄ることがなかつたのは、東軍京極氏の家臣だった父の遺志を継ぐべき異母弟二人が西軍に属したことによだわり続けたからであつた。権力から距離をおこうとする彼の姿勢は、この経験とも関係がある筈である。身辺の友人僧とくらべても、武家の血筋をひく意志の強毅さは印象が強い。その意志の強さが山上の研鑽を授けたのであつたらうことが納得できる。

唐土に赴く好機を無視した時、机上の知識を彼土において検証しないはそこに身を置いてみたいという衝動はなかつたろうか。筆者はこ

の拒否に桃源一流の諦念をみるような気がする。知的対象としての「唐土」を、その地に赴いて知識の細部を再確認すべしとする現場主義から峻別し、文献的世界のこととして足りる立場といつてもよい。己れの学の質について、それでよしとする自覚があつた、と考えるのである。遺明使は、彼の心性から推しても、この認識を変えるほどに魅力的なものではなかつたということになる。古典の世界に沈潜した経験をもつ者がその体質として身につけることになつたものに、ごく自然にしたがつた、とみるべきかも知れない。嗜学に縁の薄い者の弁明と相似て、実ははるかに隔たるところのものである。桃源は人事、世情のことについて単純ではなかつた。学においては正攻法の人であつた。自家の方法について、きわだつた自意識家であつたということである。

この稿の冒頭に断つたように、桃源が沈潜した史記学、周易学について、筆者は門外漢である。周縁にあつて桃源の軌跡をたどつたにとどまる。そのことがこれまでの行論と、この結論めいた要約において説得力を弱めるであろうことはやむを得ない。その方面的諸賢の教示を乞いたい。桃源の軌跡が投げかける幾多の問題は、中世において解決終焉したとは思われないのである。

付記　末尾ながら、これまでの間に史料の閲覧を許していただいた慶應義塾大学付属図書館・国立公文書館内閣文庫・宮内庁書陵部・大東急記念文庫をはじめとする各施設に謝意を表する。また長年にわたつて史料の調査を許され、桃源の出自についての貴重な史料を教示された相国寺慈照院の久山隆昭氏、また再三にわたつてご自分の採訪された史料を示されてご教示いただいた抄物研究の大塚光信先生に深謝申し上げる。拙稿に丁寧な感想を寄せられご指導くださつた故桃裕行、故寶月圭

吾、玉村竹一、佐藤進一、菊地勇次郎、今枝愛眞、田中健夫、土田直鎮、山中裕、奥野高廣、川瀬一馬、結城陸郎、芳賀幸四郎の諸先生にあづくお礼申し上げる。また百瀬今朝雄・小泉宜右氏をはじめとする東京大学史料編纂所の諸氏、名をあげることをひかえさせていただくそのほかの多くの方々に深謝申し上げる。